

滞納整理マニュアルの資料

目 次

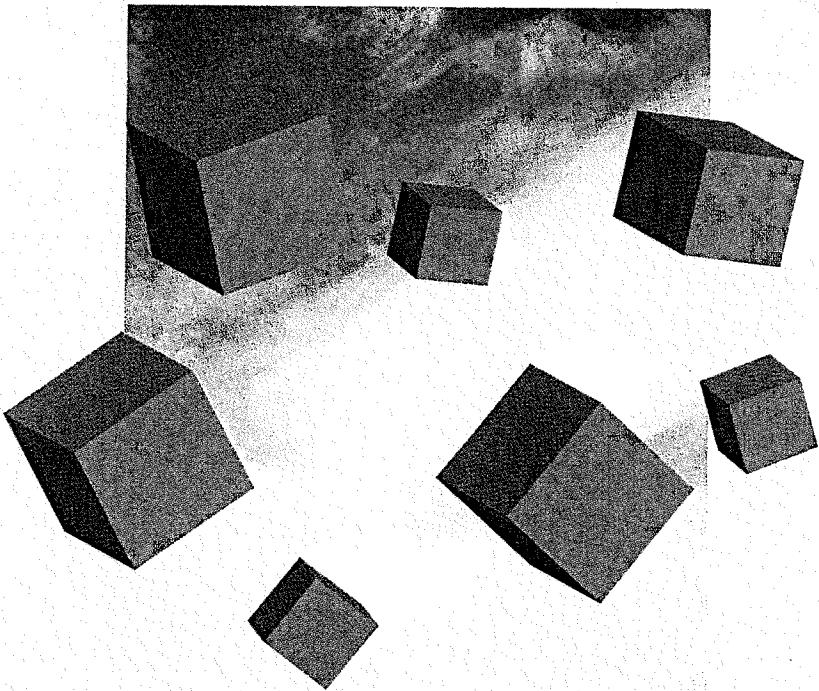
2. 豊橋市	1
6. 半田市	5
16. 犬山市	13
27. 高浜市	19

市町村職員のための
納税整理マニュアル

豊橋市



市町村職員のための 徴収事務必携



公益財団法人 東京税務協会

目次

次

はじめに・徴収職員の使命

第1章 税率のあらまし

1 税の役割	3
2 地方税の課税の根拠	3
(1) 税法律主義	3
(2) 地方団体の課税権	4
3 税の種類	5
4 納税義務の成立・確定・消滅	6
(1) 課税要件	6
(2) 納税の告知	6
(3) 徴収方法	7
(4) 課税の期間制限	8
(5) 徴収権の消滅時効	8
(6) 非課税と減免	8

5 書類の送達等

(1) 書類の送達	9
(2) 公示送達	9
(3) 郵送もしくは信書便による書類の提出時期の特例	10
6 納税者の救済制度	10
(1) 不服申し立て	10
(2) 審査の申出	11

第2章 課税税目（市町村税）のあらまし

1 住民税	12
2 個人の住民税	13
(1) 納税義務者	13
(2) 税金のかからない人（非課税）	13
(3) 税額の計算	14
(4) 申告	15
(5) 納税	16
3 法人の住民税	17
(1) 納税義務者	17
(2) 税率	17
(3) 申告と納税	18
4 固定資産税	20
(1) 納税義務者	20
(2) 課税標準額	20
(3) 税額計算	21

(4) 免税点	21	2 納税の催告	41
(5) 新築住宅に対する軽減措置	21	(1) 督促状の発付	41
(6) 納税	21	(2) 納税催告	41
5 都市計画税	21	3 延滞金及び端数計算	42
(1) 紳税義務者	22	(1) 延滞金	42
(2) 課税標準額	22	(2) 端数計算	43
(3) 税率	22		
(4) 免税点及び負担調整措置	22		
(5) 納税	23	第4章 滞納処分	46
6 軽自動車税	23	1 所在調査と財産調査	46
(1) 紳税義務者	24	(1) 所内調査	51
(2) 税額	24	(2) 官公庁調査	49
(3) 紳税方法	25	(3) 金融機関調査	50
7 特別土地保有税	25	(4) その他調査と内容	50
8 事業所税	26	2 差押	
(1) 事業所税	26	(1) 差押の要件	51
(2) その他の申告	27	(2) 差押の対象財産	51
9 市町村たばこ税	28	(3) 差押の効力	52
(1) 紳税義務者	28	(4) 差押の手続	53
(2) 税率	28	<表>財産別差押手続	54
(3) 紳税時期と方法	28	(5) 差押の解除	56
10 国民健康保険税	29	<表>差押解除手続一覧表	57
(1) 紳税義務者	29	3 交付要求と参加差押	
(2) 税額の計算	29	(1) 交付要求	58
(3) 紳税の方法	30	(2) 参加差押	59
11 その他の市町村税	30	<表>交付要求と参加差押の対比一覧	61
(1) 貨产税	30	4 換価・配当	
(2) 入湯税	30	(1) 換価(公壳)	62
(3) 法定外普通税	31	(2) 配当と充当	63
(4) 法定外目的税	31	<表>公壳手続	64
		第5章 徴収の緩和と納税義務の拡張	
第3章 徴収事務のあらまし		1 徵収の緩和制度	
1 徵収事務の流れ		(1) 徵収の猶予	
(1) 徵収金の歳入管理	32	(2) 換価の猶予	
(2) 歳入(収納)管理事務	32	(3) 納付(納入)委託	
(3) 徵収金の納付方法	33	(4) 滞納処分の停止	
(4) 徵収権の消滅時効	34	2 紳税義務の拡張	
(5) 徵収金の滞納整理	37	(1) 紳税義務の承継	
<表>徴収事務の流れ	38	(2) 連帯納税義務	
		(3) 第二次納税義務	

第6章 用語の説明

1 地方税優先の原則	79
2 守秘義務	79
3 賦課期日	80
4 賦課徵収	80
5 税率	81
6 固定資産税の価格	81
7 公共法人・公益法人	82
8 更正・決定	82
9 徴税吏員	83
10 徵収金	83
11 納期限・法定納期限	84
12 調定	85
13 不約欠損	85
14 質問検査権	86
15 捜索	87
16 第三債務者	87
17 過誤納金	88
18 還付加算金	88
19 還付金の充当	89

☆質の高い滞納整理を目指して

☆整理方針を提示した原則的納税交渉

90

93

凡例

- (法20③一) 地方税法第20条第3項第1号
 (法附8②) 地方税法附則第8条第2項
 (法令6の14) 地方税法施行令第6条の14
 (徵75①二) 国税徵収法第75条第1項第2号

例

平成27年度版

滞納整理の手引き

半田市

目 次

第1章 はじめに····· ···· ···· ···· ···· ···· ···· ···· ···· 2

第2章 督促····· ···· ···· ···· ···· ···· ···· ···· ···· 2

第3章 催告····· ···· ···· ···· ···· ···· ···· ···· 3

第4章 納税相談(納付指導)····· ···· ···· ···· 3

第5章 徴収の緩和制度····· ···· ···· ···· ···· 5

第6章 滞納処分····· ···· ···· ···· ···· ···· ···· 6

 第1節 差押え····· ···· ···· ···· ···· ···· ···· 6

 第2節 交付要求····· ···· ···· ···· ···· ···· ···· 7

第1章 はじめに

納税は国民の義務

憲法30条は「国民は、法律の定めるところにより、納付の義務を負ふ」として、国民の納税の義務を定めている。地方自治法10条2項は「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負ふ」として、住民が地方公共団体の行政サービスを平等に受けることのできる権利と、住民が広く地方公共団体の共通の費用負担を分かち合って負う義務を定めている。

税は市政の根幹

一部に納税の義務を果たさず、市税等を滞納する市民がいることも事実であり、滞納を放置しておくと市税等の歳入又は収入を確保することができず、その結果、市の財政基盤に支障をきたすことになる。その場合、滞納者はもとより、納期限内納税者に対しても、質の高い行政サービスを提供することが難しくなってしまう恐れがある。

公平性の確保

滞納整理の目的は、納期限内に納付されない市税等の徴収を確保し、納付義務を果たしている者と果たしていない者の公平性を図ることである。税の徴収部門に事務従事する職員は税の秩序を維持するという重要な役割を果たしており、この重要な役割を担っていこうとする責任感と使命感を持つことが大事である。

市税等収納向上基本方針

平成20年から行ってきた収納向上対策取組の集大成として平成26年3月に定めた方針であり、これに基づいて賦課・徴収部門が一体となって滞納整理を行っている。取組については指標を定めて毎年P D C Aサイクルを活用し検証を行って、効率的に実施する。

第2章 督促

納期限までに納付がない場合は、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。
(地方税法第329条第1項他) また、居所不明等による返戻があった者は公示送達等の手続きをする。

納期限 固定資産税・都市計画税	4月末、7月末、12月末、2月末
市県民税	6月末、8月末、10月末、1月末
軽自動車税	5月末
国民健康保険税	
後期高齢者医療保険料	7月末～翌年2月末の8か月
介護保険料	

なお、督促は滞納処分の前提要件（例外：繰上徴収）であり、時効中断の効力を有する。

【平成27年1月1日～平成27年12月31日までの期間】

納期限の翌日から1ヶ月を過ぎる日までの期間は年率2.8%、納期限から1ヶ月経過後は9.1%で延滞金がかかります。（年率は年により変動します。）

第3章 催告

1. 電話催告

- (1) 現年催告 収納向上対策本部における対策事業として、初期滞納の解消のため各税目の賦課担当課の協力により、現年各期の納期限後に電話での納付催告を実施する。

2. 文書催告

- (1) 一斉催告 滞納繰越分がある滞納者へ一斉に催告書を発送する。

(『重要』カラー封筒使用)

- (2) 個別催告 主に新規税について、電話催告ができない者や訪問しても折衝できなかつた者に対し、随時発送する。（カラー封筒使用）

- (3) 徴収員 半田市市税等徴収員による徴収業務の一環として、対象滞納者に対して文書催告を実施する。併せて文書返戻等の案件に対し臨戸して実態調査も行う。

3. 訪問催告

◆収納向上特別対策事業（特別滞納整理）◆

収納向上対策本部における特別対策事業として、現年分滞納税（4税2料）を対象に臨戸訪問を主体とする大規模な一斉滞納整理を実施する。

【4月～5月期】班体制：収納課、税務課、高齢介護課、国保年金課

【11月～12月期】班体制：収納課、税務課、高齢介護課、国保年金課

第4章 納税相談(納付指導)

やむを得ない事情等により、納期限内に納付することが困難な滞納者について、滞納原因、生活状況、財産状況等を聴取し、滞納整理の法的処理全体像（図1）を見据えながら、滞納者の類型（図2）に応じた納付指導を行う。相談にあたっては、滞納者の状況にあわせ、生活保護（生活援護課）、国民健康保険税の減免（国保年金課）、多重債務相談（収納課）、無料法律相談（市民交流センター）等への案内に配慮すること。

1. 休日納税相談及び延長オープン日の活用

滞納者に対しては、滞納の事実を「本人の生活に大きな影響を与える重要な問題」として認識させ、基本的なルールを守らせることが重要である。

開庁時間内（水曜日の延長オープンを最大限に活用）の来庁指導を基本として、平日に来庁が不可能な理由が認められる場合は、休日納税相談への来庁指導を行う。

(1) 水曜日延長オープン

時 間：午後5時15分～午後7時15分（2時間）

相談窓口3名体制として、番号札の手渡しによる管理を行う。残る2名は、納付及び証明発行、電話等を処理する。

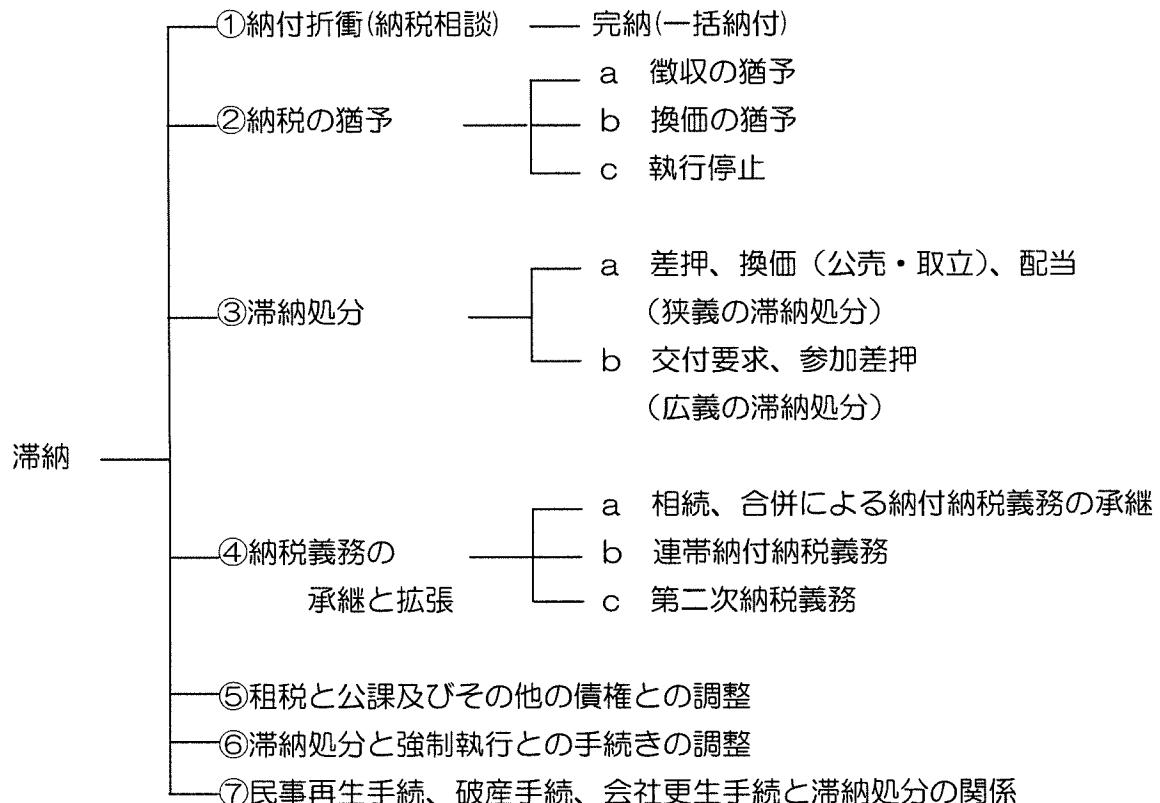
(2) 休日納税相談

日 時：毎月最終の日曜日 午前8時30分～正午

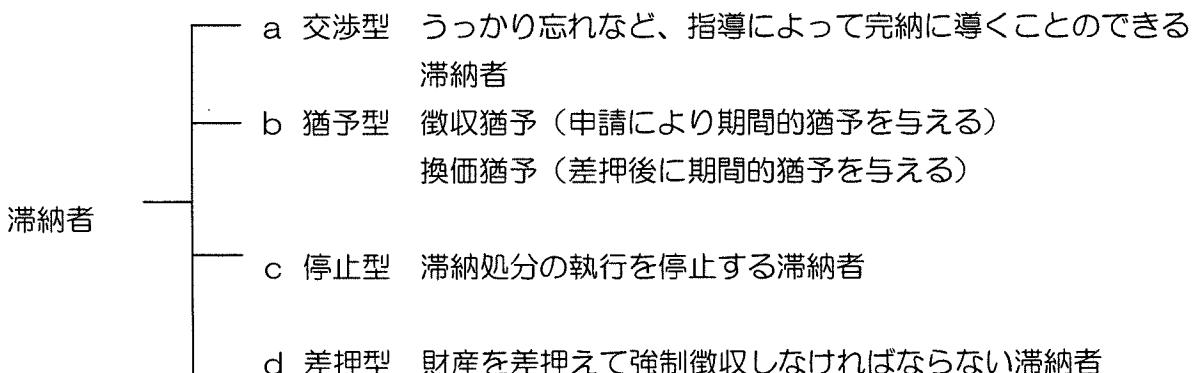
場 所：市役所収納課

滞納整理の法的処理全体像（図1）

とるか（完納）、おとすか（執行停止）、おさえるか（差押）判断して実施する。



滞納者の一般的な類型（図2）



第5章 徴収の緩和制度

1. 納付誓約（徵収猶予）（法第15条～15条の4）

市税等の納付は納期内納付が原則であるが、滞納となった市税をいかに完納させるかということは滞納整理の基本であり、事実上の徵収猶予である分割納付をすることは慎重に行うべきである。災害や病気や倒産などを理由に一括納付できないと判断した場合に限り、納付誓約による分納に応じる。

＜納付誓約の原則＞

(1) 納付者本人の誓約であること。

納付誓約の手続き（署名・押印）は、必ず滞納者本人に行わせること。

(2) 速やかな完納指導

原則、一括納付の納付指導を行う。やむを得ず分納を認める時は納付原資を確認するとともに、担保の提供を求めること。

(3) 現年分の別途納付

納付誓約の対象は滞納税とする。納期末到来のもの（新規税：現年分）については、納付誓約とは別途、期限内に納付することを前提とする。納付誓約が履行されていても、新規税が新たに未納となる場合は、納付誓約を取り消し、法令に従って、滞納処分（差押等）を行う。

(4) 誓約者の自己管理

納付誓約は、誓約者自身の責任管理により、計画的に滞納市税等を納付、完納することを誓約するものである。安易に納付金額を提示したり、分納を認めたりしないこと。

また、誓約した分納額の納付が困難な場合で連絡等もなく納付されない場合や、納付書が届かないこと等を不履行の理由にすることは認めない。

(5) 納付誓約中の財産調査及び滞納処分

納付誓約が不履行となった場合はもちろんのこと、納付誓約中であっても、市として必要と判断した場合は、財産調査及び滞納処分（差押等）を予告なく実施する。

2. 換価猶予（法第15条の7、15条の8）

財産を直ちに換価することにより事業の継続や生活の維持を困難とする恐れがあるなど一定の場合に限り、納税者の方に納税についての誠実な意思が認められるときは、原則担保の提供を求めるにより、換価猶予の制度を適用し、適切な運用を図ること。

第6章 滞納処分

第1節 差押え

差押对象者

滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完

納しない場合は、滞納者の財産を差し押さえなければならない。（国税徴収法第47条、地方税法331条他）

差押対象とする基準（主なもの）

- ・電話、郵便等による呼出にも応じない者
- ・催告及び納付約束期限を守らない者
- ・納付誓約の不履行者
- ・納付資力がありながら、納税誠意を欠く者 等

1. 財産調査

滞納処分の必要な滞納者及び納付誓約者のうちで必要と認められる者に対して、国税徴収法141条に基づき財産の調査を実施する。

2. 差押事前通知書

差押対象者の要件を満たしていると判断した場合に隨時発送する。通知書には3日～1週間程度の納付期限を指定し、納付（又は連絡）がない場合は差押を執行する。また、通知書が必要ないと判断した場合は送付しないこととする。

3. 差押執行

(1) 差押事前通知書の期限を過ぎた者については、速やかに差押を執行する。

(2) 差押に関する文書の郵便送達

滞納処分に関する書類の送達は、法の要件に照らし合わせ適切に送達すること。

4. 換価

差押後、なお納付がない場合は換価手続きをする。

5. 解除

(1) 解除の要件

①法定解除

- ・完結したとき 等

②解除できる場合

- ・差押換えしたとき 等

6. 捜索

国税徴収法第142条による相手の同意や令状がいらない強制調査である。滞納者の差押えるべき財産の発見だけではなく、差押財産の引揚げ、見積価額の評価を行う目的で実施する。なお、検索に着手した時点で時効が中断する。

第2節 交付要求

交付要求とは滞納者の財産について、執行機関（※）により強制換価手続き（※※）が開

始されている場合に、その手続きに参加して配当を受け、それによって租税を徴収する制度である。

※ …裁判所や破産管財人弁護士、官公庁などを指す。

※※…強制換価手続きとは、滞納者の財産についての、滞納処分、強制執行、担保権としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続を総称したもの。(地方税法13の2①)

1. 要件

- (1) 滞納となっている地方団体の徴収金があること。(督促の有無は問わない)
- (2) 滞納者の財産について強制換価手続が行われたこと。(地方税法331④等)

2. 手続き

(1) 方法

執行機関より債権届出の催告が届き次第、交付要求書を送付することによって行う。

国税又は地方税の交付要求が競合したとき、その優先順位は、交付要求のされた時の順位によるため処理を迅速に行う。

(2) 通知

- ①交付要求をした場合には、滞納者に対し、その旨を「交付要求通知書(滞納者用)」により通知する。(国税徴収法82②)
- ②交付要求をした場合には、交付要求に係る財産上の質権者等のうち知れている者に対し、その旨その他必要な事項を「交付要求通知書(権利者用)」により通知する。(国税徴収法82③)

3. 効力

- (1) 配当を受け得ること
- (2) 時効中断の効力

交付要求書が執行機関に送達されたときに、その交付要求に係る徴収金の時効が中断し、その交付要求がされている間は時効が進行しない。(地方税法18の2①三)

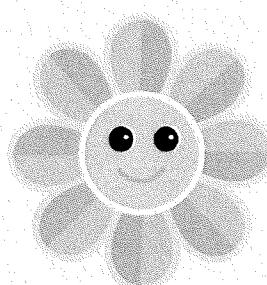
犬山市

滞納整理実施計画

平成 27 年度

企画財政部 収納課

公正な納税が次世代を育てる



目 次

1 基本目標	1
2 滞納整理事務について	1
3 財産調査について	1
4 滞納処分について	2
5 納税交渉時の留意点について	2
6 滞納処分の執行停止について	2
7 市外在住者について	3
8 威圧的な態度をとる納税者への対応について	3
9 守秘義務について	3
10 危機管理意識の必要性について	3

1. 基本目標

仕事をする心構えとして、常に職員個々が「明るく・楽しく・前向きに」をモットーに業務に取り組む。そして何よりも「税の公平性」を念頭に置き、納期限までに納税している多数の住民の税に対する信頼を失わないためにも滞納を放置する事は許されません。

このために、課内でコミュニケーションを円滑にし、情報の共有化を図り、滞納整理を推進する。

(1) 重点目標

- ① 「新規滞納者をつくらない」をスローガンに、滞納者の増加を防ぐため、納付啓発を強化
- ② 長期滞納者及び高額滞納者（50万円以上）への滞納整理と併せて、滞納税額50万以下の滞納者に対しても積極的に滞納整理を行い、滞納者数及び滞納税額の減少に努める
- ③ 速やかな徴収業務の進行及び滞納整理の実行
- ④ 納められた税等の厳格な管理
- ⑤ 還付・充当の正確かつ迅速な事務処理

(2) 目標収納率

現年分 98.0% 滞納分 25.0% (さらに向上を)

2. 滞納整理事務について

- (1) 滞納事案を効率的・効果的に処理をするためには、同時並行的にいくつもの事案をプライオリティーをもって進める。
- (2) 滞納者との接触を多くし、滞納者の現在の状況を的確に把握することが、処理件数の圧縮につながり、最終的にはきめ細やかな滞納整理に繋がる。
- (3) 納税者の死亡等により対応が保留となっていた案件の洗い出しと、調査、収納等の処理を迅速に行うこと。
- (4) 納税交渉の中では、必ず期限を設定する。そうすることで次のステップである滞納処分（差押え）へ進むことができる。
期限を設定する事は、滞納整理事務だけでなく、通常業務に対する基本姿勢。
- (5) 中断手続き未了による時効完成での不納欠損処理を少なくする努力をする。
- (6) 納税折衝や財産調査等の結果、差押えるべき財産が全くない等、地方税法第15条の7第1項に該当することが明らかで、かつ、将来にわたっても納税資力の復元が見込めない場合には、徴収を断念し、速やかに執行停止の処理を行う。ただし、定期的なチェック（収入状況等）は必要。
- (7) 苦情、トラブルには、組織で対応する。
- (8) 折衝記録は迅速にデータ化するとともに、関係書類を個人で保持し続けないこと。
- (9) 差押え等の収納は、公金化するまでは担当者が責任を持ってデータ管理すること。

3. 財産調査について

- (1) 効率的に国税徴収法第5章（滞納処分）第6節第2款による財産調査を行う。

(2) 必要なときに必要な情報を入手する考えで、催告・差押えといった滞納整理の各段階にあわせ、資料収集する。

○財産調査の手順

第1に、滞納原因を把握する。

- ・差押財産の選択においても滞納原因にあわせた対応をし、早期完納に導くようになる。

次に、滞納者の担税能力を把握する。

- ・滞納者からの聴き取りや実地調査、給与照会、取引先や取引銀行での資金の流れなどから把握する。
- ・催告を行っても納税がないものについては、本格的に財産調査を行う。
- ・財産調査の結果、差押えすべき財産が発見できた場合は、速やかに滞納処分を行う。特に債権は生ものであり、常に状況が変わるので、状況を踏まえ早急に差押えを執行する。

(3) 分納中でも財産調査をする。

- ・分納中でも滞納者の財産を調査し、分納が途切れたときに、即座に滞納処分できるように準備しておく、数ヶ月後に分納額の見直しを交渉するときの材料にしておく必要がある。

*以上のこととは、新規・継続滞納者とも同様である。

4. 滞納処分について

(1) 新規滞納者については、預貯金の差押えが効果的である（滞納額による）。

(2) 高額滞納者

- ・交渉時に自主完納の見込みが無く、給与所得のある場合は、勤務する事業所の協力を得て積極的な給与差押えを行う。
- ・財産がある場合は差押えを執行し、租税債権を保全するとともに、徴税機関として市の姿勢を毅然と示すことによって納税を促す。

(3) 少額事案であっても催告に応答がないものは、高額になる前に差押えを執行する。

5. 納税交渉時の留意点について

(1) 交渉時は、納期内納税者のことを常に念頭において行う。

(2) 滞納原因を究明し、納税誠意の有無を確認する。

(3) 家族及び代理権を持つもの以外の第三者との折衝は行わない。

(4) 原則は一括納付とし、分納は過去の納付状況や生活状況等を勘案してやむを得ない場合とする。

・分納を認める場合は、早期完納の見込める納付計画をさせる。

・分納の原則は、1年以内、最長でも2年以内で完納できるような金額とする。

・滞納金額に見合わないような少額分納は認めない。

・こちらから、分納額を提示しない。

(5) とりあえずの小額納付は認めない。

(6) 納税緩和措置（徴収猶予、換価猶予）の要求に対しては、事情を確認するとともに、猶予期間経過後（原則1年以内）の確実な収納見込みを求めるとともに、高額の場合には原則として担保の提供等を求ること。

- (7) 延滞金の話は、必ず詳しく説明をする。
- (8) 滞納者の所得及び交渉の経過、分納誓約の履行状況などは、必ず確認をする。
 - ・収入等、生活状況を聞き出しながら、少しでも早く完納できるよう話を進める。
- (9) 現年課税分も含め交渉をする。
- (10) 差押継続者は、納付の履行監視をし、定期的に増額交渉をする。

6. 困窮者への対応について

生活困窮による納付困難の申し立てには、必要に応じて、早い段階で消費生活相談や多重債務者相談、生活困窮者自立支援事業等の紹介を行うなど、関係課と連携をとりながら対応し、納税誠意と資力を見極めながら納税計画を立てさせた上で、徴収と差押え、停止の方針を決定する。

7. 滞納処分の執行停止について（地方税法第15条の7第4項及び第5項）

地方税法第15条の7第1項滞納処分の停止の要件

- ① 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- ② 滞納処分をすることによってその生活が著しく窮屈させるおそれがあるとき。
- ③ その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

第4項 第1項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、
また納入する義務は、その執行の停止が三年継続したときは、消滅する。

第5項 第1項第1号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その
地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるときその地方団体の徴収金
を納付し、また納入する義務を直ちに消滅させることができる。
・相続人不在・相続放棄・会社倒産・解散・海外転出等

8. 市外在住者について

基本的には、市内在住者の取扱いと同様とする。

交付要求、差押え、処分停止に該当するものは、担当者が責任を持って処理をする。

9. 威圧的な態度をとる滞納者等への対応について

- (1) 輝然とした対応が基本である。
- (2) 冷静・沈着な対応をする。
- (3) 第三者の目の届く場所で交渉、複数で対応をする。
- (4) 応対の順序

　　担当者、グループリーダーへと段階を踏む。それぞれが原則に基づいた組織的な
対応をする。自信を持って対応すること。

- (5) 話の打ち切り方

　　話しても進展が望めない場合は、話を打ち切る。→法的滞納処分への移行

① 窓口の場合

「同じことの繰り返しになりますので、これで話を打ち切らせていただきます。」
「失礼ですが、お引き取りください。」と告げ、会釈をして、自席につく。

② 電話の場合

「同じことの繰り返しになりますので、これで話を打ち切らせていただきます。」

「失礼ですが、電話を切らさせていただきます」と告げ、電話を切る。

10. 守秘義務について

- (1) 滞納整理事務を遂行する場合、徴税吏員としての守秘義務をしっかりと自覚しよう。
- (2) 第三者及び滞納者本人に対しても、どこの財産をみつけたかを話さはしないことを、徴税吏員として折衝業務に携わる上で絶対忘れてはならない。
- (3) 聞かれたときは、「徴税吏員として、質問検査権により調査した」旨を答える。

11. 危機管理意識の必要性について

- (1) 徴収関係事務には、現金の紛失や情報の漏洩など事故発生の可能性がある。
- (2) ひとたび事故が起これば、納税者からの信頼喪失という税務行政運営の根幹を搖るがす重大な問題となるため、慎重な対応が求められる。
- (3) 事の重大さを認識し、改めて日々の事務処理の適正化・事故防止に取り組みましょう。

高浜市債権管理マニュアル

平成21年4月

**市民総合窓口センター収納グループ
行政管理部文書管理グループ**

目 次

	ページ
【総括的事項について】	
1 高浜市債権管理マニュアルの活用	1
2 債権の定義と法令の適用	3
3 債権管理のあり方	28
4 調定と通知	33
【私債権・非強制徴収公債権の滞納整理について】	
5 督促	35
6 催告	38
7 交渉	40
8 分割納付	41
9 所在調査	44
10 財産調査	47
11 法的措置	49
12 支払督促・通常訴訟	52
13 強制執行	55
14 徴収停止	58
15 時効	60
16 履行期限の繰上げ	62
17 債権届出	64
18 遅延損害金・延滞金	67
【強制徴収公債権の滞納整理について】	
19 督促	73
20 催告	75
21 交渉	77
22 分割納付	78
23 所在調査	79
24 財産調査	82
25 差押え	86
26 換価	90
27 執行停止	92

2 8 時効	9 4
2 9 繰上徵収	9 6
3 0 交付要求・参加差押え	9 7
3 1 延滞金	1 0 1

【債権放棄と議会の報告等について】

3 2 台帳・帳票の整備と債権管理について	1 0 4
3 3 債権放棄（私債権等）	1 0 6
3 4 不納欠損	1 1 1
3 5 問い合わせ	1 1 5

【様式集】

様式1～様式3 3

【様 式 集 目 次】

	本文参照ページ
様式 1 <u>公債権、私債権の判別照会表</u>	2 6
様式 2 <u>私債権 督促状</u>	3 6
様式 3 <u>非強制徴収公債権 督促状</u>	3 6
様式 4 <u>私債権・非強制徴収公債権 催告書</u>	3 8
様式 5 <u>私債権・非強制徴収公債権 訪問催告用封筒</u>	3 8
様式 6 <u>私債権・非強制徴収公債権 債務承認及び分納誓約書</u>	4 1
様式 7 <u>私債権・非強制徴収公債権 住民票写等交付申請書</u>	4 5
様式 8 <u>私債権・非強制徴収公債権 外国人登録事項証明書交付申請書</u>	4 5
様式 9 <u>私債権・非強制徴収公債権 商業登記事項証明書交付申請書</u>	4 5
様式 10 <u>私債権・非強制徴収公債権 調査同意書</u>	4 8
様式 11 <u>私債権・非強制徴収公債権 金融機関取引状況照会</u>	4 8
様式 12 <u>私債権・非強制徴収公債権 不動産登記事項証明書交付申請書</u>	4 8
様式 13 <u>私債権・非強制徴収公債権 住民税等照会</u>	4 8
様式 14 <u>私債権・非強制徴収公債権 最終催告書</u>	5 1
様式 15 <u>私債権・非強制徴収公債権 回答同意書</u>	6 6
様式 16 <u>強制徴収公債権 督促状</u>	7 4
様式 17 <u>強制徴収公債権 催告書</u>	7 5
様式 18 <u>強制徴収公債権 訪問催告用封筒</u>	7 5
様式 19 <u>強制徴収公債権 債務承認及び分納誓約書</u>	7 8
様式 20 <u>強制徴収公債権 住民票写等交付申請書</u>	8 0
様式 21 <u>強制徴収公債権 外国人登録事項証明書交付申請書</u>	8 0
様式 22 <u>強制徴収公債権 商業登記事項証明書交付申請書</u>	8 0
様式 23 <u>強制徴収公債権 住民税等照会</u>	8 3
様式 24 <u>強制徴収公債権 不動産登記事項証明書交付申請書</u>	8 3
様式 25 <u>強制徴収公債権 金融機関取引状況照会</u>	8 3
様式 26 <u>強制徴収公債権 差押調書・差押調書謄本・債権差押通知書</u>	8 7
様式 27 <u>強制徴収公債権 差押解除通知書（第三債務者用・滞納者用）</u>	8 9
様式 28 <u>強制徴収公債権 配当計算書・配当計算書謄本</u>	9 1
様式 29 <u>強制徴収公債権 交付要求書・交付要求通知書</u>	9 7
様式 30 <u>強制徴収公債権 参加差押書・参加差押通知書</u>	9 9
様式 31 <u>債権管理台帳</u>	1 0 4
様式 32 <u>進行管理表</u>	1 0 5
様式 33 <u>分納管理表</u>	1 0 5

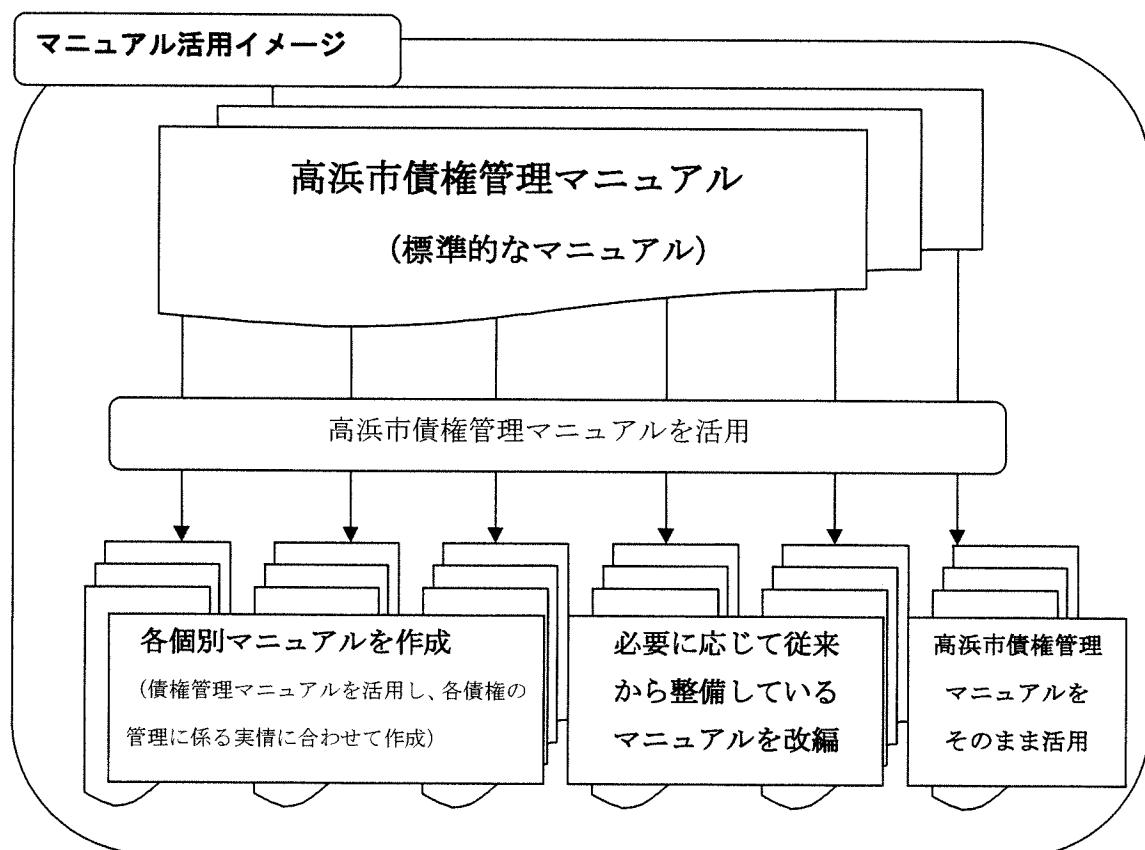
総括的事項について

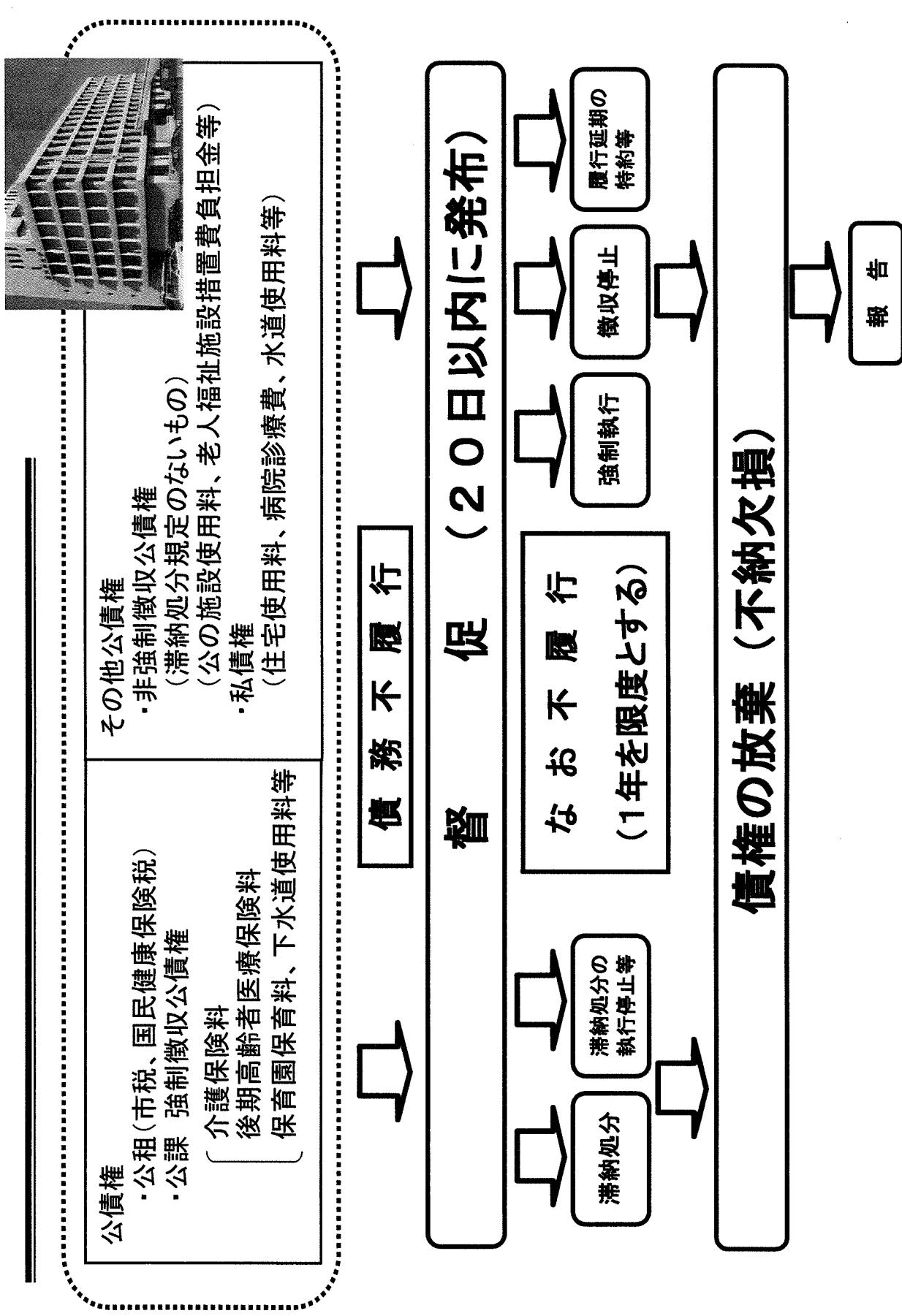
1 高浜市債権管理マニュアルの活用

(1) 高浜市債権管理マニュアルの活用について

「高浜市債権管理マニュアル」は、債権管理に関して必要な知識やノウハウをまとめた標準的なマニュアルです。各所管においては、このマニュアルを活用し、各債権の管理に係る様々な状況を十分に考慮した独自のマニュアルを作成することにより、より一層適正な債権管理の取組を促進することを望むものです。本マニュアルを修正せずに各債権の個別マニュアルとして使用できる場合は、本マニュアルを個別マニュアルとして活用することも可能とします。また既にマニュアルを整備している所管については、本マニュアルを参照の上、必要に応じて既存のマニュアルを改編することでも対応可能とします。

※ 基本的には本マニュアルの内容に沿って債権管理を行うことが必要ではあるが、各債権の管理についての様々な個別の状況に応じた対応を踏まえて各々の所管で最も効果的な対応を行うことが不可欠です。





2 債権の定義と法令の適用

(1) 債権の定義

地方自治体が有する債権とは、地方自治法上で、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利とされている。それを受け、高浜市債権管理条例が定める市の債権も、金銭給付を目的とする市の権利と定義している。

参考法令

【地方自治法第240条第1項】

この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

【高浜市債権管理条例第2条第1号】

市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。

【参考法令の引用について】

参考法令は該当部分を参照するための関連法令を記している。参考法令は抜粋し、内容や意味をまとめ掲載しているものもあり、その場合には（抜粋）と記されている。また、条文を中略し、該当部分のみを記している場合、中略部分を「：」や「…」として記している。以下の参考法令も同様とする。

市の有する債権は、公法上の債権と私法上の債権の大きく2つに判別される。一般的には公法上の債権は「公債権」と、私法上の債権は「私債権」と呼ばれている。

公法、私法の判別について一定程度の考え方は存在するものの、裁判例、学説ではその定義は定まっていない。しかし、裁判例では、行政行為の法律関係や債権の性質について公法・私法という判別をしている。実務的にはこのような裁判例等の積み重ねから公法・私法関係を判断することが必要である。マニュアルではこうした状況を前提に公法・私法という記述を行う。

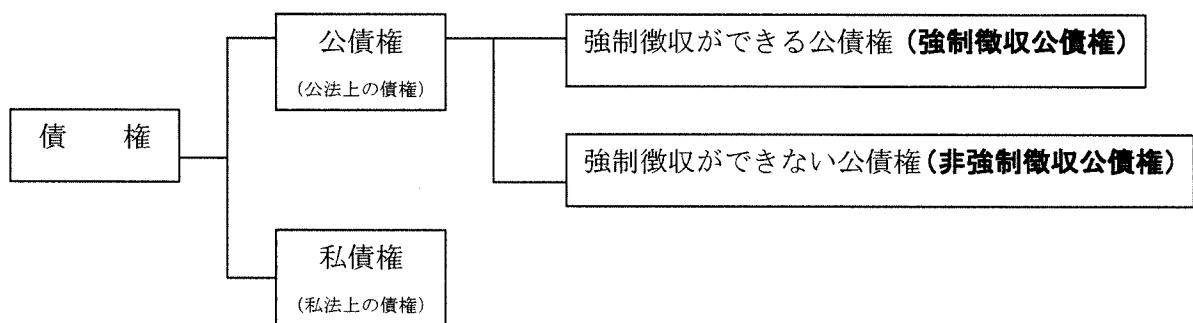
※ 公債権と私債権との判別は法令に個別具体的に記されているものではなく、個々の実態を十分に考慮し、判断する必要があるため注意を要する。
判別には「(4) 公債権、私債権の判別」を参照すること。

2 債権の定義と法令の適用

公債権は、その債権の性質により、地方自治体が強制徴収できる公債権と強制徴収できない公債権とに区分される。

このマニュアルでは、強制徴収ができる公債権を強制徴収公債権、強制徴収できない公債権を非強制徴収公債権と定義し、以下ではそのように記す。

【債権の区分体系】



(2) 公債権

① 公債権の定義

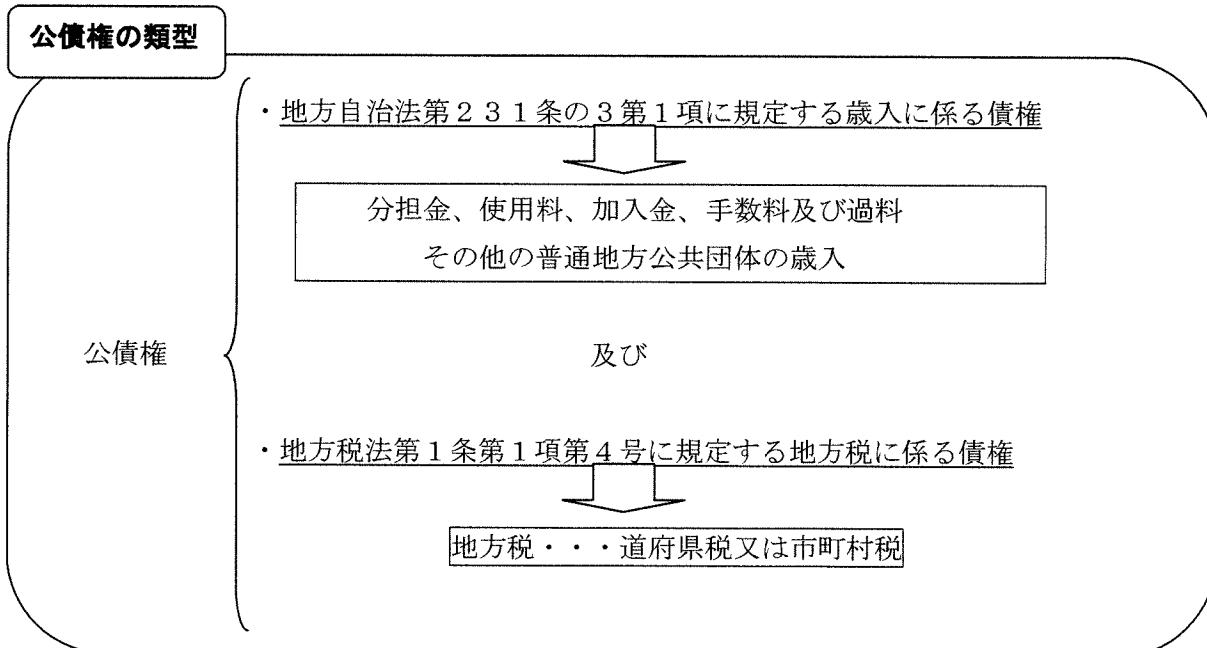
市が有する公債権については、その定義を高浜市債権管理条例第2条第2号で「地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権」及び「地方税法第1条第1項第4号に規定する地方税に係る債権」と規定している。

(高浜市債権管理条例第2条第2号は、市の公債権について定めた条項である。)

「地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権」とは、その条文で「分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入」と規定しているが、事業名等が入った具体的な債権名（例えば、○○事業清算金等）までは明記していない。地方自治法だけでは公債権がどのようなものであるかは明確にならない場合が多い。

そのため、債権について具体的に公債権と私債権とを判別する場合には、様々な法律関係を十分に考慮し、債権の性質を判断する必要がある。

※ 公債権・私債権を判別する際の着眼点については、「(4) 公債権、私債権の判別」を参照



参考法令

【地方自治法第231条の3第1項】

分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

【地方税法第1条第1項第4号】

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

:

4 地方税 道府県税又は市町村税をいう。

② 強制徴収公債権と非強制徴収公債権

公債権には、地方自治体が強制徴収できる公債権と強制徴収できない公債権がある。

強制徴収とは、特定の義務履行を果たすために、債務者に対して義務の履行を強要することである（私債権では、強制執行する場合、裁判所に申立てを行い、裁判所が強制執行を行う。）。

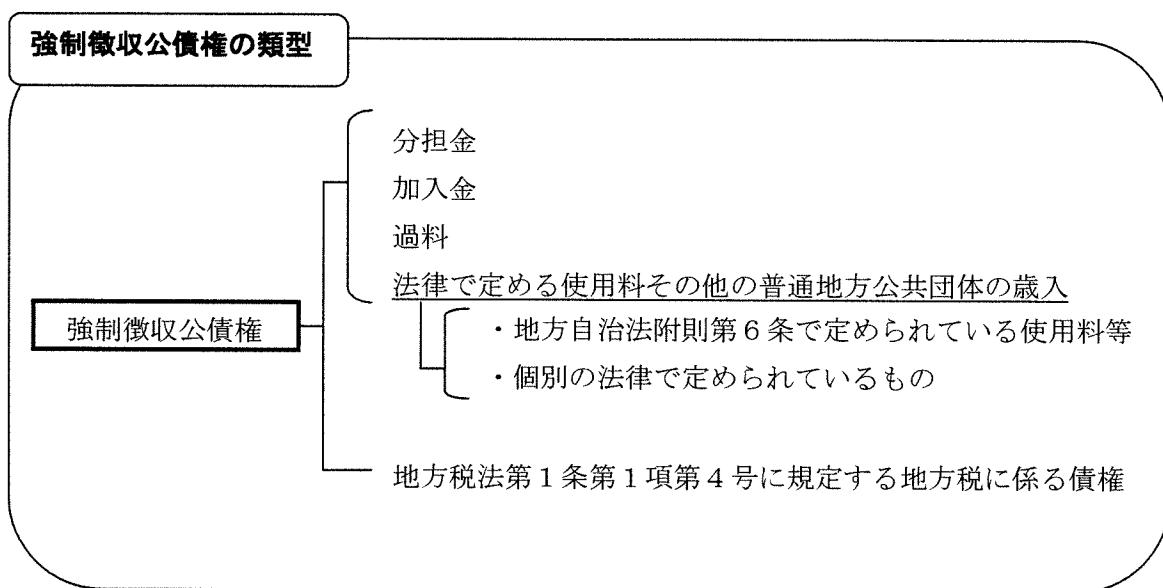
公債権の一部は、行政主体が裁判を経ることなく、自ら強制執行を行うことができる。このように強制徴収が可能な公債権をこのマニュアルでは強制徴収公債権と表現することとする。

一方、私債権と同様、自力での強制徴収が不可能な公債権を非強制徴収公債権と表現することとする。

③ 強制徴収公債権の類型

地方自治法第231条の3第3項において、「分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入」は、「地方税の滞納処分の例により処分することができる」とされている。この地方自治法第231条の3第3項に規定される債権と地方税に係る債権が強制徴収公債権である。

※ 公債権のうち、上記に定める公債権以外は強制徴収できない非強制徴収公債権である。



参考法令

【地方自治法第231条の3第3項】

普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第1項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

強制徴収公債権として規定されている債権のうち、「法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入」には、地方自治法附則第6条（強制徴収できる使用料等）で定められている使用料等と、個別の法律で強制徴収の規定を置くものとがある。

強制徴収が規定されている債権の具体例は以下のとおりである。

**法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入（強制徴収公債権）
(参考例示のため本市の歳入以外の歳入を含む。)**

【地方自治法附則第6条で定められている使用料等】

- ・港湾の入港料その他の料金、占用料、土砂採取料、過怠金その他の金銭（港湾法）
- ・土地改良事業の施行に伴う清算金、仮清算金その他の金銭（土地改良法）
- ・公共下水道の損傷負担金、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料（下水道法）
- ・漁港利用の対価、負担金、土砂採掘料、占用及び過怠金（漁港漁場整備法）

【個別の法律で強制徴収の規定を置くものの例】

- ・国民健康保険料（国民健康保険法第79条の2）
- ・道路占有料（道路法第73条）
- ・有料道路の料金等（道路整備特別措置法45条）
- ・河川使用料（河川法第74条）
- ・海岸占用料、土砂採取料（海岸法第35条）
- ・土地区画整理事業の清算金等（土地区画整理法第110条）
- ・障害者の自立支援給付金の不当利得の徴収金
（障害者自立支援法第8条）
- ・自然環境保全事業の負担金（自然環境保全法第40条）
- ・母子保健法に基づく負担金（母子保健法第21条の4）
- ・児童福祉法に基づく負担金（児童福祉法第56条）
- ・道路交通法に基づく負担金（道路交通法第51条）

など

(3) 私債権

民法等によって規律される契約等により発生した債権は、地方自治体の債権であっても私債権とされる。

(例；契約に基づく貸付金、地所賃貸料、土地売払収入、契約違約金 等)

高浜市における私債権の定義は、高浜市債権管理条例第2条第5号で、「市の債権のうち、公債権以外のものをいう。」と定義されている。

ただし、前章「(2) 公債権」で説明したとおり、公債権はその法律関係を十分に考慮し債権の性質を判断することが必要である。私債権についても、同様の判断が必要とされる。

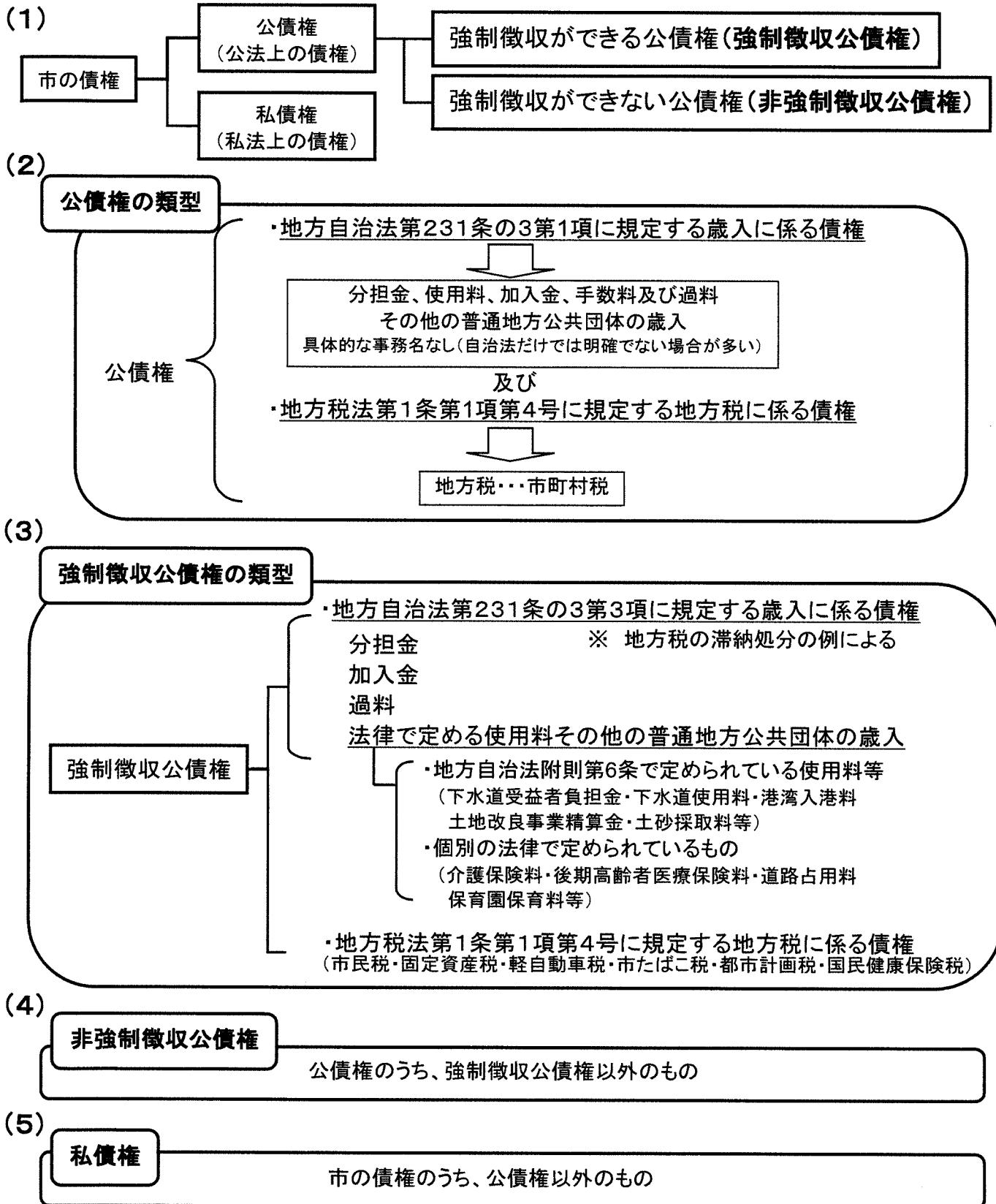
※ 公債権・私債権を区分する際の着眼点については、「(4) 公債権、私債権の判別」を参照

参考 法令

【高浜市債権管理条例第2条第5号】

私債権 市の債権のうち、公債権以外のものをいう。

【債権の区分体系】



(4) 公債権、私債権の判別

公債権と私債権との判別について法令等で明示されているものはないため、公債権・私債権の判別には、債権の発生に関する行政行為の内容により債権の性質を判別する必要がある。

通常、一連の事務の手続きについてその法律関係は、公法か、私法に分けることが可能である。しかし、公法に属する事務の一部分について、私法が適用される場合がある。

このことから、公債権、私債権の判別は、債権が生じる原因についての法律関係を判別する必要がある。

① 公債権・私債権の債権判別の原則

高浜市における公債権・私債権を判別する基本の方針を明確にするため、公債権・私債権の判別の方法の原則を以下のとおりとする。

債権判別の原則

債権が発生した原因となる行政行為について、債権債務が生じた場面の法律関係を、個別具体的に検討して債権の性質を判別する。

【ポイントの整理】

債権が発生した原因となる行政行為について、

- (判断例) ・規律する法令によって行政庁に優越的な地位が与えられているか
　　・対等な立場での契約か など

債権債務が生じた場面の法律関係を、

- (判断例) ・債権債務が生じた場面の法律関係
　　・債権債務に関する法律関係の継続において生ずる派生的な法律関係
　　　など

個別具体的に検討して債権の性質を判別する。

② 公債権・私債権の債権判別の着眼点

債権判別の原則に則り、実務上、債権を判別する際の基準として、判別の着眼点を次ページ以降のように定める。

公債権、私債権の判断（以下「債権の判別」という。）については、債権の種類（使用料、給付金等の債権の種類を指す。）ごとに記されている着眼点に応じて、個別に判断する。

具体的には、債権の種類ごとに設定されている着眼点を参照し、債権の性質・根拠法令等から見て、どの着眼点に当たるかを判断することが必要である。

※ 公債権（1）の着眼点は、法令等から判断が可能と思われるため、公債権（1）の着眼点を除いて債権の種類ごとに設定する。

列挙している債権の種類は、平成20年度に収納グループが行った調査などを踏まえ、各部局で取り扱いの実例がある債権の種類のほか、参考となる債権を例示的に掲げてある。

今後、本マニュアルの改訂により、この債権の種類や内容等を充実していく予定である。

公債権・私債権の判別の着眼点

【公債権】下記の着眼点に適合する場合は、公債権とする。

(1) 法令等で公債権と明確に位置付けられている場合

- ① 地方税法等の公租公課に関するもの
- ② 地方自治法及び個別法により「地方税の滞納処分の例」及び「国税の滞納処分の例」により債権管理を行うもの

(2) 行政処分による場合

- ① 法令が優越的な地位に基づく意思の発動を適法とするための要件を定め、行政庁がその要件の充足の有無を判断して行動し、その行為により市民等の権利義務に直接何らかの具体的影響を及ぼすもの
- ② 不服申立てや取消訴訟を予定する規定が法令により設けられているもの

(3) 公法（判例等でその法律関係が公法関係とされているもの）に属する法令によって、ある事実が確定すれば、当然に発生する場合

- ① 法令によって義務的に行った債務の履行が過大であったなどの理由により生じたもの
- ② 公法上の契約又は契約に類するものによって生じるもの

【私債権】下記の着眼点に適合する場合は、私債権とする。

(1) 対等な立場での契約又は契約に類するものによって生じるもの

(2) 債権の本質が私法関係にあるもの

【着眼点適用の留意点】

- (1) 公債権、私債権それぞれ複数の着眼点が該当する場合がある。
- (2) 債権の種類により一概に決められるものではなく、同じ債権の種類のものであっても公債権と私債権とに分かれる場合がある。
- (3) 債権の種類によって適用される着眼点が異なる。

※ 公債権か私債権かについては、あくまで一般論としての分類上の可能性というべきもので、個別の事情を踏まえ分類に変更を加えることが必要な場合もある。

・ **光熱水費 ⇒ 私債権**

(例) 行政財産の使用許可による光熱水費 など

(適用される着眼点)

- ・対等な立場での契約又は契約に類するものによって生じるもの

⇒ **判別の着眼点** 私債権 (1)

⇒ **債権の判別** 私債権

- ・債権の本質が私法関係にあるもの

⇒ **判別の着眼点** 私債権 (2)

⇒ **債権の判別** 私債権

(考え方)

行政財産の使用許可による光熱水費は、使用許可書に支払義務の記載のあるものの、支払額を具体的に明示しておらず、契約又はその債権の本質が私法関係にあるものと考えられる。

・ **手数料 ⇒ 公債権（原則）、私債権（例外）**

(例) 印鑑証明手数料など

(適用される着眼点)

(原則)

- ・公法上の契約又は契約に類するものによって生じるもの

⇒ **判別の着眼点** 公債権 (3) ②

⇒ **債権の判別** 公債権

(例外)

- ・対等な立場での契約又は契約に類するものによって生じるもの

⇒ **判別の着眼点** 私債権 (1)

⇒ **債権の判別** 私債権

(考え方)

地方自治体が徴収する手数料は、提供する役務が公の役務であるから、当然、公法的性質を有するものであると考えることができる。

しかし、行政実例上では、私法的な徴収も手数料徴収として認めていることから、例外的ではあるが私法関係によるものを否定しきれない。よって、手数料を徴収する事務の内容により、私債権の着眼点に当てはまると考えられるときは、私債権に分類される

こともありうる。

・**使用料**

ア 許可を受けてする行政財産の使用料

行政財産の使用許可によるもの ⇒ 公債権

(例) 行政財産の使用許可による土地使用料 など

(適用される着眼点)

- ・法令が優越的な地位に基づく意思の発動を適法とするための要件を定め、行政庁がその要件の充足の有無を判断して行動し、その行為により市民等の権利義務に直接何らかの具体的影響を及ぼすもの

⇒**判別の着眼点** 公債権 (2) ①

⇒**債権の判別** 公債権

- ・不服申立てや取消訴訟を予定する規定が法令により設けられているもの

⇒**判別の着眼点** 公債権 (2) ②

⇒**債権の判別** 公債権

(考え方)

地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用許可については、高浜市公有財産事務取扱規則第14条の規定に基づき使用許可を決定したときに交付する行政財産使用許可書において、使用料の記載があり、優越的な地位によって義務を課すものと考えられ公債権に分類する。

イ 公の施設の使用料 ⇒ 公債権か私債権かは個別の内容による

(適用される着眼点)

- ・法令が優越的な地位に基づく意思の発動を適法とするための要件を定め、行政庁がその要件の充足の有無を判断して行動し、その行為により市民等の権利義務に直接何らかの具体的影響を及ぼすもの

⇒**判別の着眼点** 公債権 (2) ①

⇒**債権の判別** 公債権

- ・不服申立てや取消訴訟を予定する規定が法令により設けられているもの

⇒**判別の着眼点** 公債権 (2) ②

⇒**債権の判別** 公債権

- ・公法上の契約又は契約に類するものによって生じるもの

⇒**判別の着眼点** 公債権 (3) ②

⇒**債権の判別** 公債権

- ・対等な立場での契約又は契約に類するものによって生じるもの

⇒**判別の着眼点** 私債権 (1)

⇒**債権の判別** 私債権

- ・債権の本質が私法関係にあるもの

⇒**判別の着眼点** 私債権 (2)

⇒**債権の判別** 私債権

(考え方)

公の施設の使用料については、公の施設の利用関係の法律関係ではなく、債権の発生原因により判断することとする。使用許可により使用料が決定されるもの（又は公法上の契約によるもの）は公債権と、対等な立場での契約等によるものや債権の本質が私法関係にあるものは私債権と判断する。

・**給付金（補助金、助成金等）** ⇒ 公債権か私債権かは個別の内容による

(適用される着眼点)

- ・法令が優越的な地位に基づく意思の発動を適法とするための要件を定め、行政庁がその要件の充足の有無を判断して行動し、その行為により市民等の権利義務に直接何らかの具体的影響を及ぼすもの

⇒**判別の着眼点** 公債権（2）①

⇒**債権の判別** 公債権

- ・不服申立てや取消訴訟を予定する規定が法令により設けられているもの

⇒**判別の着眼点** 公債権（2）②

⇒**債権の判別** 公債権

- ・対等な立場での契約又は契約に類するものによって生じるもの

⇒**判別の着眼点** 私債権（1）

⇒**債権の判別** 私債権

(考え方)

給付金の性質により債権の判別を行う。行政庁が法令によって優越的な地位に基づき行うものは公債権と、実質的には対等の立場で任意に相手方に金銭を贈与する贈与契約と変わらないものについては私債権と判断する。

※ 補助金適正化法適用の補助金について

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象補助については、国と市との補助関係は公法関係である。このため、国と高浜市との間で生じる債権は公債権と判断する。

また市と補助対象者との関係については、給付金等の性質により債権の判別を行う。行政庁が、法令によって、優越的な地位に基づき行うものは公債権であり、実質的には対等の立場で任意に相手方に金銭を贈与する贈与契約と変わらないものについては私債権であると判断する。

・**貸付金** ⇒ 私債権

(適用される着眼点)

- ・対等な立場での契約又は契約に類するものによって生じるもの

⇒**判別の着眼点** 私債権（1）

⇒**債権の判別** 私債権

(考え方)

各種貸付金の本質は、借用書の提出（契約）や金銭の給付などを受けることから、私法上の消費貸借契約と同様と考えられる。

・**地所賃貸料、土地売払収入、契約違約金** ⇒ 私債権

(適用される着眼点)

- ・対等な立場での契約又は契約に類するものによって生じるもの

⇒**判別の着眼点** 私債権（1）

⇒**債権の判別** 私債権

(考え方)

私法上の契約によるものと考えられる。

・**遅延損害金、延滞金** ⇒ 公債権、私債権

(適用される着眼点)

- ・すべての着眼点を適用しながら判断することが必要。

(考え方)

債権の発生原因により公債権、私債権を判別する。

・**賠償金** ⇒ 私債権

(適用される着眼点)

- ・対等な立場での契約又は契約に類するものによって生じるもの

⇒**判別の着眼点** 私債権 (1)

⇒**債権の判別** 私債権

- ・債権の本質が私法関係にあるもの

⇒**判別の着眼点** 私債権 (2)

⇒**債権の判別** 私債権

(考え方)

私法上の契約によるものや、実質的に、民法上の不法行為による損害賠償と性質を同じくするものであると考えられることから私債権と判断する。

(5) 時効

公債権・私債権の判別や適用される法律により時効期間は異なる。適正に債権を管理するためには、時効期間や時効の完成時期を正確に把握しておくことが必要である。

時効の管理で特に留意する点は、以下のとおりである。

- 1 債権の判別と時効期間
- 2 時効の起算点
- 3 時効の中止
- 4 時効の停止
- 5 時効の完成と時効の援用

上記の点に留意しながら、時効の到来等を確実に管理する必要がある。

① 債権の判別と時効期間について

時効期間を判別するためには、当該債権の法的性質を判断する必要がある。

公債権の時効期間は、強制徴収公債権及び非強制徴収公債権とともに、5年となっている（地方自治法第236条第1項）。

私債権の時効期間は一律ではなく、その債権に適用される民法、商法等に定められた期間となるため、時効期間の取扱いには注意する必要がある。

例えば金銭債権については、通常民法上の時効期間は原則10年となっている（民法第167条第1項）が、商法上の時効期間は原則5年となっている（商法第522条）。

なお、民法等では短期消滅時効として、債権により5年、3年、2年、1年などの時効期間が定められている。

このように同じ金銭債権であっても適用される法律によって時効期間が異なるため、十分に留意する必要がある。

参考法令

【民法第167条 第1項】

（債権等の消滅時効）

債権は、10年間行使しないときは、消滅する。

【商法第522条】

（商事消滅時効）

商行為によって生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、5年間行使しないときは、時効によって消滅する。ただし、他の法令に5年間より短い時効期間の定めがあるときは、その定めるところによる。

② 時効の起算点

時効期間が始まる時間的起点を時効の起算点という。時効の起算点は納期の有無など債権の状況により異なる。

・納期が定められた債権

納期が時効の起算点となる。しかし、時効期間の計算には、初日不算入の原則により、その初日である弁済期日は算入せず、納期の翌日から時効期間を計算する。

(例) 納期 平成21年4月15日 ⇒ 平成21年4月16日より時効期間の計算

・納期の定めがない債権

債権が成立した時点が時効の起算点となり、その時点から時効が進行する。

・分割して納付する契約の債権等又は分割納付中の債権

原則は、各納期限の翌日から時効が進行する。

ただし、債権の契約書や分納誓約書にあらかじめ期限の利益の喪失について高浜市の請求により一括納付すべき旨を明記している場合、納期末到来分を含む残債務金額を一括納付することを求める告知書（線上返還告知書）を送付し、当該告知書が相手方に到達した日の翌日から納期末到来分の時効が進行する。

※ **期限の利益の喪失**とは、納期限までに返済すればよいという債務者の権利を失わせ即座の返済を求めるものである。期限の利益の喪失についての例としては、上記のほか、分納を一度でも怠った場合、納期末到来分を含む残債務金額を一括で返済することを分納誓約書に明記している場合がある。この場合は、分納を怠った納期限の翌日から納期末到来分を含む残債務の時効が進行する。

③ 時効の中斷

時効の中斷とは、下記のような中断事由が発生すると、これまでの時効期間経過の効力が失われ、その事由が終了した翌日から再び新たに時効期間が進行することである。

また、地方自治体が行う納入の通知及び督促には、時効中斷の効力がある（地方自治法第236条第4項）。このため、地方自治体が督促を行った場合、督促が相手方に到達した日の翌日から、再び時効が進行する。ただし、複数回督促を行った場合は、初回の督促しか時効の中斷の効力を有しない。再督促には、時効の中斷の効力がないため注意すること。

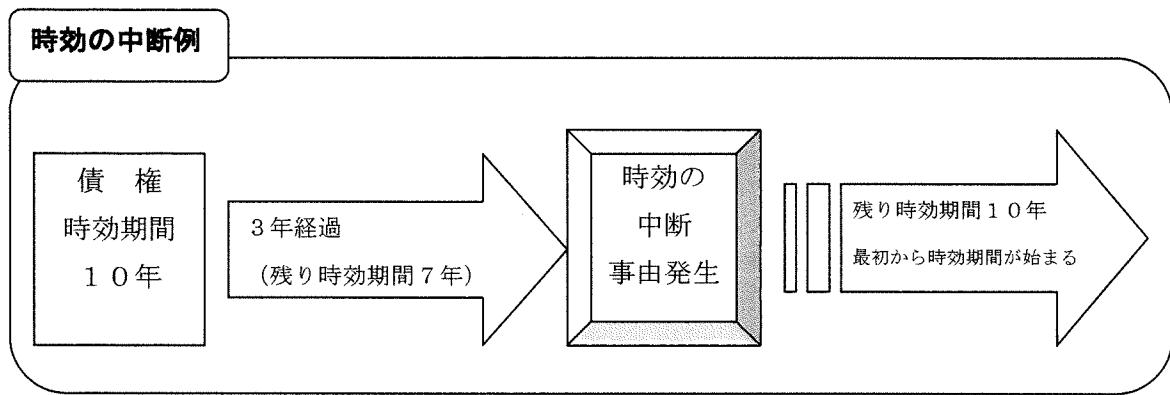
時効の中斷事由

【民法147条】

- ・**請求**（催告；催告後6箇月以内に裁判手続きをした場合のみ中斷する。）
- ・**差押え、仮差押え又は仮処分**
- ・**承認**

債務承認（債務者が当該債務について承認した場合）

債務の一部納付（債務者が当該債務の一部を弁済した場合）など



④ 時効の停止

時効の停止とは、時効期間の経過を一時的に停止させ、一定期間を時効期間に算入しないことをいう。この時効の停止事由は、民法第158条から第161条までに規定されている。

※ これまで経過した時効期間の効力がなくなり、再び時効期間の経過が始まる時効の中斷との違いに注意

参考法令

【民法第158条～第161条】

(未成年者又は成年被後見人と時効の停止)

第158条 時効の期間の満了前6箇月以内の間に未成年者又は成年被後見人に法定代理人がないときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は法定代理人が就職した時から6箇月を経過するまでの間は、その未成年者又は成年被後見人に対して、時効は、完成しない。

2 未成年者又は成年被後見人がその財産を管理する父、母又は後見人に対して権利を有するときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は後任の法定代理人が就職した時から6箇月を経過するまでの間は、その権利について、時効は、完成しない。

(夫婦間の権利の時効の停止)

第159条 夫婦の一方が他の一方に対して有する権利については、婚姻の解消の時から6箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

(相続財産に関する時効の停止)

第160条 相続財産に関しては、相続人が確定した時、管理人が選任された時又は破産手続開始の決定があった時から6箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

(天災等による時効の停止)

第161条 時効の期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事変のため時効を中断することができないときは、その障害が消滅した時から2週間を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

⑤ 時効の完成と時効の援用

時効の完成とは、法律に規定する時効期間が経過することをいう。時効の完成の効果は、私債権と公債権では異なる。

・私債権の場合

私債権の場合、時効が完成したのみでは債権が消滅せず、時効の援用が必要となる。

時効の援用とは、債務者が時効の完成を主張することであり、私債権の場合、この時効の援用がない場合、債権は消滅しない（民法第145条）。

・公債権の場合

公債権の場合、時効の援用を得ることなく、時効の完成により債権は消滅する（地方自治法第236条第2項）。

$$\left. \begin{array}{l} \text{私債権} \cdots \boxed{\text{時効の完成}} + \boxed{\text{時効の援用}} \Rightarrow \text{債権の消滅} \\ \text{公債権} \cdots \boxed{\text{時効の完成}} \qquad \qquad \qquad \Rightarrow \text{債権の消滅} \end{array} \right\}$$

参考法令

【民法第145条】

(時効の援用)

第145条 時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによつて裁判をすらことができない。

【地方自治法第236条】

(金銭債権の消滅時効)

第236条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に關し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

(6) 公債権、私債権の判別・時効期間照会に関する事務手続について

公債権・私債権について判別する際、各所管グループで着眼点に基づいても判別が困難な場合、収納グループに問い合わせが可能となることとし、適宜、文書管理グループと協議し決定する。また、債権の判別とともに適用される時効期間についても同様の様式で問い合わせができる(様式1)。

① 問い合わせ様式について

様式1に必要な事項を記載した上、収納グループあてに提出するものとする。ただし、案件により回答まで相当程度の時間を要することが想定されるため、不納欠損処分や債権放棄に係る案件については、相応の時間的な余裕をみて照会すること。

(7) 高浜市債権管理条例と他条例等との関係について

高浜市債権管理条例第3条では、「市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくはこれに基づく規則若しくは規程に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。」と規定している。

つまり、高浜市債権管理条例は、高浜市における債権管理に関する一般法的な性質を持ち、法令及び条例等で特別の規定がない場合は、この高浜市債権管理条例が適用されるが、特別の規定がある場合にはその規定が適用されることとなる。

高浜市債権管理条例と他条例等との関係

高浜市債権管理条例・・・法令及び条例等に特別の規定がない限りこの条例が適用されるという高浜市における債権管理の一般法的な性質を持つ。

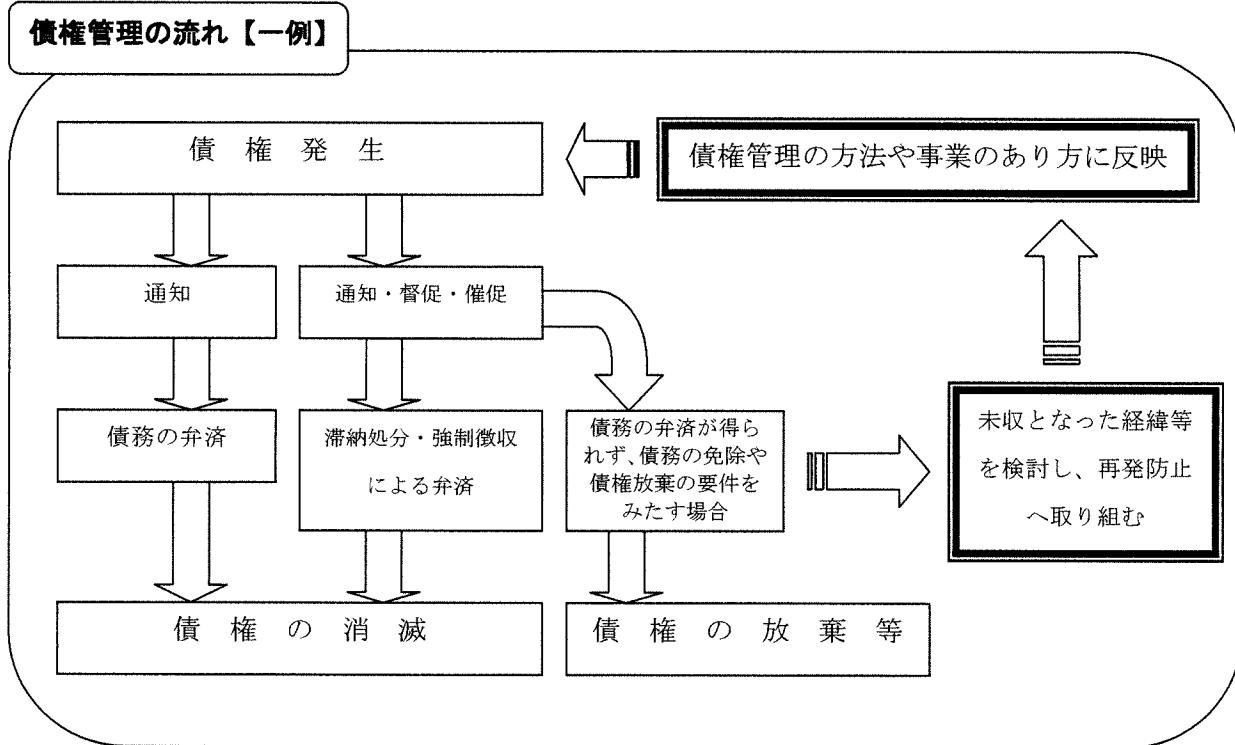
3 債権管理のあり方

(1) 債権管理のあり方について

高浜市において市長は、法令及び条例等の規定に基づき、適切かつ効率的な債権の徴収等を行うことが、責務として求められている（高浜市債権管理条例第4条）。これにより債権を管理する各部局においても、債権が発生した場合、その債権について、適切に管理していくかなければならない。

債権の適切な管理とは、債権の発生に始まり、債務の免除及び債務の弁済等により債権が消滅したり、債権を放棄するまでの全過程を適切に処理し、管理していくことを意味する。

また、債権の種別により、返済が滞り、未収債権が多くなる債権については、その管理の方法、事業のあり方等を検討し、未収債権を減少させる取組が必要である。



※ 上記債権管理の流れは債権の全パターンを網羅したものではないため、注意すること。

また、債権管理において必要な事項については本マニュアルに定めることとし、本マニュアルにおいて不明な点については、収納グループにおいて随時相談等を受け付ける。

また、本マニュアルは標準的なマニュアルであるため、所管部局においては、各債権の実情を考慮した独自のマニュアル等の作成が望まれる。

(2) 債権にかかる情報管理について

適切に債権を管理するためには、台帳を整備し、債権に関する情報を管理する必要がある。しかし、債権管理事務を取り扱う過程で債務者の氏名等の個人情報も多く存在する。これらのことから債権情報の管理に当たっては特に以下の事項に留意し、その職務に当たる必要がある。

債権にかかる情報管理の留意点

- 1 債権は、その発生時に債権管理台帳に記載して（債権管理に係るシステムへの登録も含む）、進行管理を行うこと。
- 2 債権管理台帳等に記載された個人情報については、「高浜市個人情報保護条例」等に基づき適正に取り扱うこと。
- 3 徴収履歴（徵収時の状況等）は、債権の経過を知る重要な情報となるため、必ず台帳上に記載すること。

関 係 規 定

- ・ 高浜市個人情報保護条例
- ・ 市長の保有する個人情報の保護等に関する規則
ほか、各実施機関が定める規則・規程
- ・ 高浜市電子計算組織の管理及び運営に関する規則

【高浜市個人情報保護条例】

(個人情報の収集の制限)

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

:

二 本人の同意のあるとき。

:

(個人情報取扱事務の登録)

第11条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務について、個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ当該個人情報取扱事務について次に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。

- 一 個人情報取扱事務の名称及び目的
- 二 個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称
- 三 個人情報の対象者の範囲
- 四 個人情報の項目
- 五 個人情報の収集先
- 六 その他実施機関の定める事項

:

6 実施機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

※ 第7条（個人情報の利用及び提供の制限）第9条（オンライン結合による個人情報の提供の制限）第10条（個人情報の適正な管理）、第13条（職員の

(3) 徴収困難債権(徴収困難)にかかる収納グループへの移管について

債権所管グループにおいて、債権管理条例に基づく督促、訪問等による一連の滞納整理を度々実施後、1年を経過してもなお履行されない場合で、その経過が記載された債権管理台帳(滞納者台帳)が整備されている徴収困難事案については、収納グループに事務処理を移管する。このため、毎年6月を目途として、収納グループより各債権所管グループへ照会依頼する。具体的な困難事案は以下のものを目安とする。

前提として債権管理台帳に管理条例に定める具体的な事務処理経過の記載のあるもので

・滞納額累積事案

少額分納や不定期分納のため滞納額が累積しているもの

・高額滞納事案

債権所管グループにおいて、高額滞納であるもの

・強制執行等が必要な事案

催告に応じないもの。納付約束が不履行のもの

・公平性の確保の観点から対応が必要な事案

資産、収入があるにも関わらず納付しないもの

・財産調査が必要なもの

専門的な立場から収納グループによる調査が望ましいもの

・債権所管グループにおいて、整理困難な事案

悪質なもの。滞納者が遠隔地で強制執行等がしにくいもの

・不納欠損処分の検討事案

専門的な立場から収納グループによる調査が望ましいもの

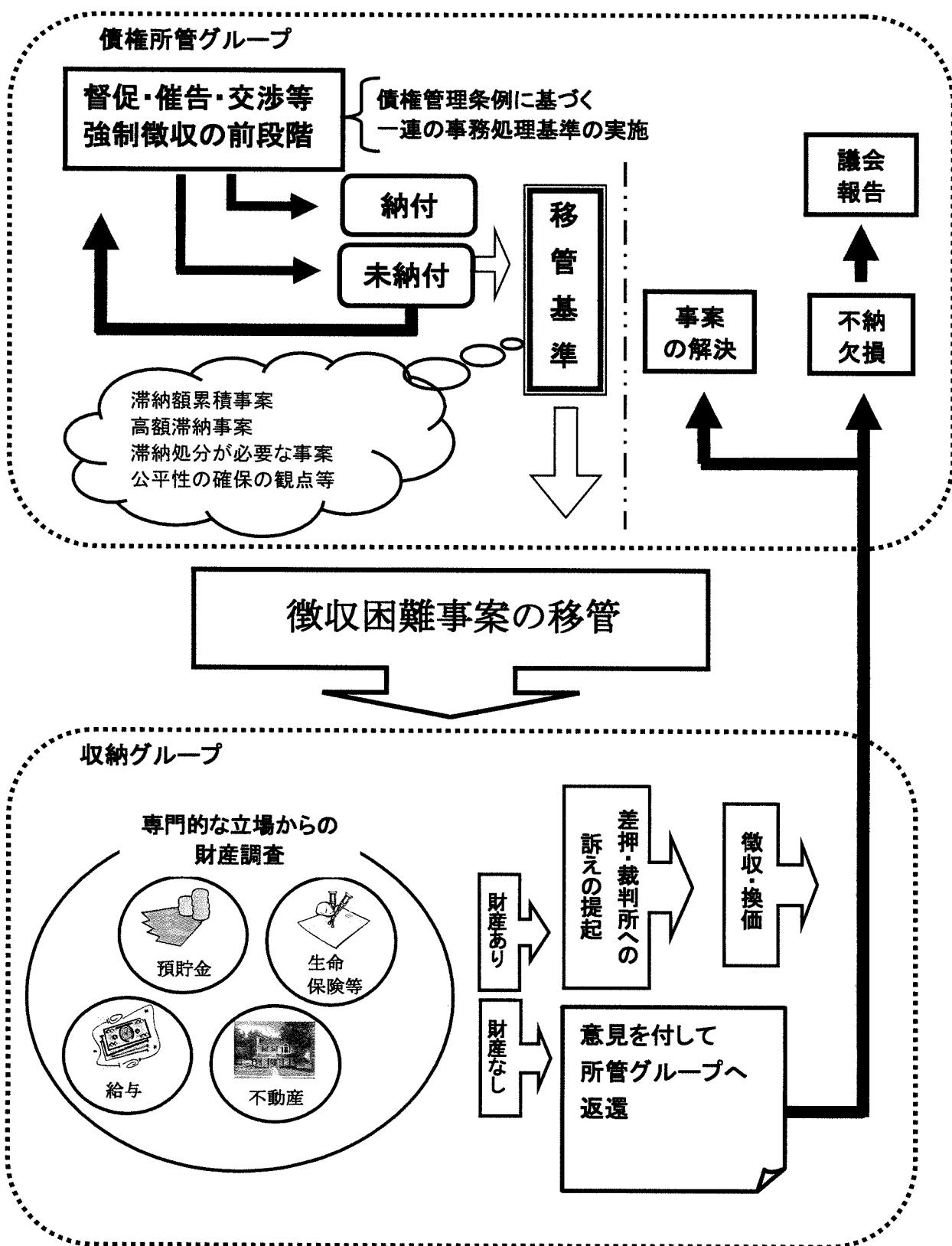
【高浜市債権管理条例】

第6条 市長は、私債権等について、前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第9条の措置をとる場合又は第10条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

【高浜市債権管理条例施行規則】

第4条 条例第6条本文に規定する「督促をした後相当の期間」とは、1年を限度とする。

徴収困難事案事務イメージ



4 調定と通知

(1) 調定について

法令又は契約等に基づいて債権が発生し、徴収すべき歳入の金額が確定されたときは、調査決定（調定）を行わなければならない（地方自治法第231条、高浜市予算決算会計規則第32条）。

調定とは、徴収すべき歳入の内容を調査、決定する内部意思決定の行為であり、歳入が法令又は契約に違反していないか、納入すべき金額等について調査を行う。

債務者に弁済を促す意味からも、調定行為を遅延して、納入者への納入通知書発行から納付期限までが、著しく短期間となり、債務者が弁済をする妨げにならないよう注意しなければならない。

① 分割して収入するものについて

債務者に納付させる場合、一括ではなく、分割して収入する場合もある。そのように債権を分割して収入する場合は、納付期限ごとに、当該納付期限に係る金額について調定を行う必要があるなど、通常と異なる事務手続きへの注意が必要である。ただし、数回分を同時に納入者に通知する必要があるものについては、この限りでない。

参考 法令

【地方自治法第231条】

普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

【高浜市予算決算会計規則第32条】

(歳入の調定)

収支命令者は、歳入を調定しようとするときは、次に掲げる事項を調査し、調定決議書によりしなければならない。

- 一 法令及び契約に対する違反の有無
- 二 歳入の所属年度
- 三 歳入科目
- 四 金額
- 五 納入義務者
- 六 納付期限
- 七 納付場所
- 八 その他収入に関して必要なこと。

(2) 通知について

債務者から弁済等により債権を徴収しようとする際には、調定を行い、債務者に対して納入の通知をしなければならない（地方自治法第231条）。

高浜市の場合、歳入を徴収しようとするときは、「納入通知書」を作成し、納入者に送付することにより納入の通知をしなければならないとされている（高浜市予算決算会計規則第36条）。

調定が内部意思決定の行為であるのに対し、納入の通知は、歳入を調定した後、納入者に對し金銭の納付の履行を請求する行為であり、対外的な行為であるとされている。

参考 法 令

【高浜市予算決算会計規則第36条】

(納入の通知)

収支命令者は、第32条から前条までの規定により調定した歳入について、納入義務者に納入通知書を送達しなければならない。

私債権・非強制徵収公債権の滞納整理について

これより以降【5】督促から【18】遅延損害金・延滞金までの項目において、私債権・非強制徵収公債権の滞納整理について述べるものとする。

5 督促

(1) 督促

督促とは、納付又は納入すべき債権が納期限までに完納されない場合に、期限を指定してその履行を催告する行為である。原則として、強制執行等の法的措置を行う前提条件となる。

督促は、原則として書面によることが必要であり、督促状を発行しなければならない。督促状は、原則として納期限経過後20日以内に発行し、その督促の日から15日以内に納期限を指定する。ただし、これ以降に発行された督促状も有効であるため、未発行が判明した時点で、直ちに督促状を発行する。また、民法の初日不算入の原則により「督促の日から15日以内」とは「その発行の翌日から15日以内」と解されている。

連帯保証人がいる場合は、連帯保証人にも督促状を発行する。

債務者が死亡している場合は、相続人に督促状を発行する（相続放棄している場合を除く。）。

参考 法令

【地方自治法第240条第2項（私債権）】

普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

【地方自治法施行令第171条（私債権）】

普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

【高浜市債権管理条例第5条】

市長は、非強制徵収公債権及び私債権（以下「私債権等」という。）について、納期限までに納付又は履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

【高浜市債権管理条例施行規則第3条】

条例第5条に規定する督促は、原則として納期限経過後20日以内に発するものとする。

2 前項の督促に指定すべき期限は、その発した日から15日以内において定めるものとする。

【地方自治法第231条の3第1項（非強制徴収公債権）】

分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

【高浜市予算決算会計規則第51条第2項（非強制徴収公債権）】

収支命令者は、納入期限までに納付しない納入義務者に対して、期限を指定して督促状を発しなければならない。

2 前項の期限は、法令、条例、又は他の規則に特別の定めがある場合を除き、その発した日から15日以内において定めるものとする。

（2）督促状の様式

私債権の督促状は、債務者の氏名及び住所、債権名、債権発生年月日、債権額、遅延損害金額、当初の納付又は納入期限、督促状で指定する納付又は納入期限、納入方法等を記載した書面により行う（様式2）。

非強制徴収公債権の督促状は、高浜市予算決算会計規則第51条に規定した様式第48により行う。（様式3）。

私債権と非強制徴収公債権の督促状の主な相違点は、納期限後に加算する金額の名称（私債権は遅延損害金等、非強制徴収公債権は延滞金である。詳細は【18】遅延損害金・延滞金を参照する。）、割合（私債権は各債権により異なり、非強制徴収公債権は高浜市税外収入に係る延滞金に関する条例で規定されている。詳細は【18】遅延損害金・延滞金を参照する。）及び教示文の有無（私債権はなし、非強制徴収公債権はあり。）である。

（3）督促状が返戻された場合

直ちに所在調査を行い、判明した転居先に改めて送付する。督促状で指定する納付又は納入期限を経過して返戻された場合は、督促状を再発行する。返戻された督促状及び封筒は、原本又は写しを保管する。

(4) 債権管理台帳への記載

督促状を発行した場合は、発行年月日、納付又は納入期限、返戻の有無等を債権管理台帳に記載する。

(5) 督促状の起案文書（発行台帳）保管

督促状を発行する事案が大量反復に発生する場合は、督促状発行台帳を作成する。督促状の起案文書及び督促状発行台帳は、原則として事案完結後から5年の保存期間を設定する。

6 催告

（1）催告の方法

督促状を送付し、期限までに納付がされない場合には、隨時催告を行うことで納付を促す。催告は、主に文書、電話、現地訪問などを通して行う。

納付忘れの未納者を長期滞納者にさせてしまうと滞納整理が困難になることが多い。納期限までに納付がなかった場合には、これらの催告をうまく組み合わせて早期対応で完納させるよう心がける。

主債務者が納付に応じない場合や破産、行方不明の場合などは、連帯保証人に催告する。
債務者が死亡している場合は、相続人に催告する（相続放棄している場合を除く。）。

（2）文書による催告

催告書には、債権名称、債務者の住所及び氏名、債権発生年月日、債権金額、遅延損害金額等、納付又は納入期限等を記載する（様式4）。

文面には、期日までに納付や連絡がなければ、強制執行等の法的措置を行う場合があると明記する。さらに、主債務者に対する催告書においては、未納の場合は連帯保証人に対して催告を行うと明記する。

債務者から反応がない場合は、原則として、文書による催告を繰り返すのではなく、電話や訪問による催告に移行する。

（3）電話による催告

個人情報保護の観点から、交渉は原則として債務者本人と行う。交渉と共に、未納原因等を聴取することも重要である。

本人不在の場合は、滞納があることには触れずに、本人から連絡して頂くよう受電者に伝言依頼する。在宅率の高い夜間や休日に催告を行うことも効果的である（ただし、朝9時以前及び夜8時以降は催告を控える。）。

（4）自宅等への訪問催告

電話催告に効果が見られなかったり、電話番号が判明しない場合は、催告書を持参して、自宅等へ訪問催告する。債務者と対面することは、相手の生活状況や営業実態が把握できること共に、相手への大きな圧力となる。不在の場合も、文書を差し置くことで一定の効果が得られる。差し置きに対応するため、使用する封筒の表面に予め日時等の記入欄を設けておくとよい（様式5）。

訪問に当たっては、住民票、商業登記事項証明書及び住宅地図等により、債務者の所在と交通手段を事前に確認する。個人情報保護の観点から、交渉は原則として債務者本人と

行う。可能な限り、複数の職員で交渉する。

本人不在の場合は、催告書を関係者に送達するか、差置きする。督促状など重要な文書を差置送達する場合は、ポストの表札等を含めた写真をとっておく。在宅率の高い夜間や休日に催告を行うことも効果的である（ただし、朝9時以前及び夜8時以降は催告を控える。）。

訪問時は、住居や事務所の状況（所有か賃貸か、広さ等）、自動車保有の有無（ナンバーを控える、車種等）、営業状況（客数等）を併せて確認する。

（5）連帯保証人への催告

連帯保証人は、催告の抗弁権（債務者にまず催告するよう請求できる権利）と検索の抗弁権（債務者の財産を先に執行するよう主張できる権利）がない。そのため、滞納が発生した場合、高浜市は主債務者と連帯保証人のどちらに対して請求してもよい。

早期に債権を回収するためには、まず主債務者と催告交渉を行い、支払がない場合は連帯保証人に催告すると伝えると効果的である。

参考法令

【地方自治法施行令第171条の2第1号】

担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

【高浜市債権管理条例第6条第1号】

担保の付されている私債権等（保証人の保証があるものを含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

（6）債権管理台帳への記載

催告を行った場合は、催告年月日、催告方法、内容を債権管理台帳に記載する。

7 交渉

（1）交渉のポイント

納期限後、時間が経過するほど債権の回収は困難になるため、納期限経過後は早急に催告交渉する。

主債務者との交渉時は、支払が遅れれば延滞金、遅延損害金が増加すること、法的措置に着手する可能性があること、連帯保証人に催告すること等を話し、早期納付を伝える。

連帯保証人との交渉時は、主債務者の支払がないこと、支払が遅れれば延滞金、遅延損害金が増加すること、法的措置に着手する可能性があること、連帯保証人は催告の抗弁権も検索の抗弁権もないこと等を話し、早期納付を伝える。

（2）交渉の手順

督促状の送付や各種催告の結果、債務者と交渉できた場合は、下記のとおり行う。

- ① 交渉に当たっては、住所、氏名を聴取し、債務者本人かを確認する。
- ② 債務の存在の有無、滞納額を確認する（確認した旨を記録に残す。）。
- ③ 指定期限までに納付又は納入するよう交渉する。
- ④ 指定期限までの納付又は納入が困難な場合には、納付できない理由を必ず聞き、今後の納付計画をたてる。
- ⑤ 今後の連絡方法を確認する。
- ⑥ 交渉経過を必ず記録する。

8**分割納付****(1) 分割納付**

原則は一括納付である。しかし、一括納付できない債務者に対しては分割納付を認める場合がある。

(2) 分割納付の期間

分割納付を認める場合は、滞納分と新規発生分とを合わせて完納に至る納付計画を立てる。分割納付の期間は1年以内が基本であり、2年目以降は再度協議することを約束する。再度協議する際は、債務者の生活状況を改めて聴取したうえで、できる限り分割納付額の増額を試みる。

ただし、やむを得ない事情がある場合は、民事訴訟法第275条の2における「和解に代わる決定」の規定を準用し、5年を超えない範囲内において分割納付を約束することもある。

延滞金、遅延損害金は、分納期間中も発生することを説明する。

参考法令**【民事訴訟法第275条の2第1項】(抜粋)**

金銭の支払の請求を目的とする訴えについては、裁判所は、被告が口頭弁論において原告の主張した事実を争わず、その他何らの防御の方法をも提出しない場合において、被告の資力その他の事情を考慮して相当であると認めるときは、原告の意見を聴いて、第3項の期間の経過時から5年を超えない範囲内において、当該請求に係る金銭の支払について、その時期の定め若しくは分割払の定めをし、…

(3) 証拠資料の提出

分割納付を認めるかどうかの判断材料として、資力又は資産の状況が分かる資料を提出してもらう。この資料は、分割納付の履行に対する圧力となる。必要な資料は、源泉徴収票、給与明細書、税申告書、決算資料、課税証明書、借入金資料等である。

(4) 債務承認及び分納誓約書

分割納付を認めた場合は、債務承認を兼ねた分納誓約書を徵する（様式6）。

債務承認及び分納誓約書の文面には、分割納付が2回以上不履行になった場合は、期限の利益を喪失し、強制執行等の法的措置を受けても異議はないことを約束させる文面とし、

債務者に承認させる。

なお、債務承認書を徴取することで、消滅時効の中止事由である民法第147条の承認となり、消滅時効の中止を図る効果もある。

（5）履行監視

分割納付の履行管理は定期的に行い、納付が滞った場合は、直ちに催告等を行う。

（6）免除

地方自治法施行令第171条の6第1項第1号に基づき、履行期限を延長する特約又は処分を行った債権については、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる（地方自治法施行令第171条の7第1項及び第3項）。

なお、地方自治法施行令第171条の6第1項（高浜市債権管理条例第10条第1項）により、履行期限を延長する特約又は処分を行った債権について、履行期限後に履行期限延長を行った場合は、既に発生した延滞金、遅延損害金は徴収するが、延長承認日から新たに指定した履行期限まで（分割納付期間）の延滞金、遅延損害金等は発生しない（地方自治法施行令第171条の6第2項、高浜市債権管理条例第10条第2項）。

参考法令

【地方自治法施行令第171条の6第1項】（抜粋）

普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- 三 債務者について災害、盜難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

：

【地方自治法施行令第171条の6第2項】

普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徵収金(次条において「損害賠償金等」という。)に係る債権は、徵収すべきものとする。

【地方自治法施行令第171条の7】(抜粋)

普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。…

- 3 前2項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。

【高浜市債権管理条例第10条第1項】(抜粋)

市長は、私債権等について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徵収上有利であると認められるとき。
 - 三 債務者について災害、盜難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- ：

【高浜市債権管理条例第10条第2項】

市長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徵収金(以下「損害賠償金等」という。)に係る私債権等は、徵収すべきものとする。

9 所在調査

（1）所在調査

債務者への送付文書が返戻された場合、連絡先の電話番号が使用されなくなった場合や変更された場合、現地調査で居住が確認できなかった場合など、債務者の所在が不明となったときは、所在調査を行い、債務者の所在を確認する。

（2）調査の方法

申請書に記載するポイントは、以下のとおりである。

- ① 請求事由は「市債権回収事務」、参考法令は「地方自治法第240条第2項及び同施行令第171条（私債権）、地方自治法第231条の3第1項（非強制徴収公債権）」を記載する。
- ② 申請先（区市町村等）から、担当職員の身分証明書の写しを請求された場合は、写しを送付する。
- ③ 申請先から、根拠法令についての問合せや回答拒否の連絡があった場合は、債権回収という行政目的に沿ったものであることを説明し、協力を依頼する。

参考法令

【地方自治法第231条の3第1項（非強制徴収公債権）】

分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

【地方自治法第240条第2項（私債権）】

普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

【地方自治法施行令第171条（私債権）】

普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

（3）調査手数料

調査にかかる手数料については、原則として無料であるが、区市町村によっては私債権等の一部について有料とする場合がある。

参考法令

【各区市町村における事務手数料条例等】

【登記手数料令第19条】(抜粋) *商業・不動産登記事項証明書に適用

国又は地方公共団体の職員が、職務上請求する場合には、手数料(一部を除く。)を納めることを要しない。

(4) 個人の債務者

個人の債務者は、最後に居住が確認された区市町村に、住民票の交付を申請する(様式7)か、又は、住民基本台帳ネットワークを用いて、住民票を確認する。必要な場合は、戸籍謄本又は抄本及び戸籍の附票も申請する。

それでも所在が判明しない場合は、最後の居住地を現地訪問することで、情報が得られる場合もある。

文書が返戻とならない場合でも、住民票等により転居又は姓が変更したことが明らかになった場合は、新たに催告書を送付する。

(5) 外国人の債務者

外国人の債務者は、最後に居住が確認された区市町村に、外国人登録事項証明書の交付を申請する(様式8)。

(6) 法人の債務者

法人の債務者は、法務局に商業・法人・外国法人登記事項証明書の交付を申請する(様式9)。登記事項証明書からは、業務内容、役員の氏名及び住所、解散の有無等を確認できる。また、法人所在地に所在が確認できない場合は、代表取締役の住民票を確認する。

(7) 現地調査

住民票調査等で所在が判明しない場合は、居住地を現地調査することで、情報が得られる場合がある。また、債務者の主張の信憑性を計る上で財産調査と併せて行うこと、さらに催告交渉に進展が見られない場合等を行うことも有効である。訪問催告の際は、納付交渉と併せて周辺の環境を観察しておくとよい。

現地調査する際に見ておいた方がよい点は、以下のとおりである。

① 住居の状態

持ち家か賃貸、広いか狭い、新しいか古いかで債務者の資力が判断できる。法務局にて不動産登記事項証明書の交付を受けることで、所有者を確認することができる。

9 所在調査（私債権・非強制徵収公債権の滞納整理について）

② 電気、ガスマーター

メーターの回転状況で債務者の居住を確認することができる。

③ ポストの中の滞留郵便物

不在にしている時間が多いためわかる。

④ 自動車

自動車のナンバーを控え、運輸支局自動車検査登録事務所にて現在登録証明書の交付を受けることで、自動車の保有者を確認することができる。

⑤ 営業状況

店構えや客の出入りなどをみることで営業状況が判断できる。

⑥ マンション名、部屋番号、氏名表示の有無

後日、再び訪問する際に速やかに目的地に到着できる。ポストに氏名表示がない場合にマンションの管理人から居住確認したときは、必ず記録しておく。

（8）債権管理台帳への記載

所在調査を行った場合は、調査年月日、調査方法、結果を債権管理台帳に記載する。

10 財産調査

（1）財産調査

督促状の送付及び催告を行っても支払がなく、かつ、努力を講じても債務者の財産状況が不明である場合は、債務者の支払能力の判定や強制執行の対象財産把握のため、債務者の財産の有無及び財産の換価価値等について調査を行う。

また、財産調査は、債務者の言いなりになることなく、催告交渉を優位に進めるためにも重要である。

（2）根拠法令

調査をするための根拠法令はないため、任意調査として行う。

調査依頼書には、調査目的として「市債権回収事務」と記載する。

調査先から、根拠法令についての問合せや回答拒否の連絡があった場合は、債権回収という行政目的に沿ったものであることを説明し、協力を依頼する。

参考法令として、地方自治法第240条第2項及び同施行令第171条の2において、債権回収のために強制執行等の手続をとらなければならないと規定があること（そのために財産把握の必要性があること）、また、地方自治法第242条の2第1項第3号において、手続を怠った場合に職務不履行の違法確認を求める住民訴訟の対象となる規定があることを併せて説明する。

参考法令

【地方自治法第240条第2項】

普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

【地方自治法施行令第171条の2】(抜粋)

普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)について、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、特別の事情があると認める場合は除く。

二 債務名義のある債権(次号の措置により債務名義を取得したもの)については、強制執行の手続をとること。

【地方自治法第242条の2第1項第3号】(抜粋)

普通地方公共団体の住民は、裁判所に対し、違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。

三 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求

(3) 調査同意書

債務者が自ら財産がないことを主張しながら、資料の提出に非協力的な場合は、調査に同意する旨の文書を提出してもらうとよい。この調査同意書がある場合は、調査依頼先の協力が得られやすく、回答をもらえる可能性が高い(様式10)。

(4) 主な財産調査

① 金融機関に対する取引状況の照会(様式11)

手数料は原則として無料だが、複写代実費相当として代金を請求されることがある。

② 法務局に対する不動産登記事項証明書の申請(様式12)

法務局（出張所）に備え付けの地番表示付住宅地図（通称ブルーマップ）で該当不動産の地番を確認してから申請する。登記手数料令第19条により、手数料は無料である。

③ 区市町村に対する住民税及び固定資産税の照会(様式13)

本人の調査同意書を添付することが望ましい。

(5) 債権管理台帳への記載

財産調査を行った場合は、調査年月日、調査方法、結果を債権管理台帳に記載する。

11 法的措置

(1) 法的措置の種類

法的措置は、大きく3つに分けられる。

① 担保権の実行

貸付時に不動産に抵当権を設定するなど物的担保を有している場合は、支払がないとき、原則として担保権の実行により担保物件を競売等しなければならない。

なお、担保不動産競売の申立てに当たっては、予納金が必要となる。予納金の金額は請求債権額により異なるが、例えば、名古屋地裁では、原則70万円である。このための予算措置が必要となる場合があり、あらかじめ次年度の担保権実行事案の数を予測し、予算見積時より前に、担保権実行手続きの依頼先と調整する必要がある。

② 債務名義のある債権についての強制執行

強制執行とは、支払がない債務者の財産を裁判所が差し押さえ、金銭に換えて強制的に回収することである。強制執行を申し立てるためには、必ず債務名義が必要である。債務名義がある債権で、支払がない場合は、原則として強制執行の手続をとらなければならない。

債務名義とは、債権の存在を明確にして、法律的に執行力を認めた文書のことである。具体的には、訴訟によって得られる「(仮執行宣言付)判決」、和解によって得られる「和解調書」、支払督促によって得られる「仮執行宣言付支払督促」、貸付時に取り交しておく「強制執行認諾付公正証書(執行証書)」などがある。

③ 債務名義がない債権についての訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)

債務名義がない債権について、債務者から任意の履行が期待できない場合には、原則として訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)を行わなければならない。また、こうした手続によって得られた債務名義は、強制執行を申し立てるための前提条件となる。

参考法令

【地方自治法施行令第171条の2】(抜粋)

普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)について、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、特別の事情があると認める場合はこの限りでない。

一 担保の付されている債権(保証人の保証がある債権を含む。)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

- 二 債務名義のある債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続をとること。
- 三 前二号に該当しない債権(第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求すること。

【高浜市債権管理条例第6条】(抜粋)

市長は、私債権等について、前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないとときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、特別の事情があると認める場合は除く。

- 一 担保の付されている私債権等(保証人の保証があるものを含む。)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- 二 債務名義のある私債権等(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続をとること。
- 三 前2号に該当しない私債権等(第1号に該当する私債権等で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。以下同じ。)により履行を請求すること。

(2) 対象者

督促後、催告交渉を繰り返したにもかかわらず誠意が見られない者であり、かつ、支払能力があると予想される者は、原則として法的措置の対象者とする。

また、債務承認及び分納誓約書を提出しているながら、分納が2回以上不履行となった者も対象となる。

(3) 対象外の者

個人である債務者が破産している場合で、免責を受けている債務については、法的措置の申立てはできない。破産及び免責については、官報情報検索サービス等を利用して、確認する。

(4) 適当でない場合

時効が完成している債権及び債権の存在を証明する証拠書類等が不足している債権は、法的措置を行うことは適当でない。

(5) 最終催告書

法的措置候補事案に対して、法的措置を予告する最終催告書を送付する（様式14）。

(6) 事前相談

最終催告書に対して、誠意が見られず、支払がなかった場合、原則として、収納グループと法的措置の対応について事案相談を行う。

法的措置における法律上及び事実上の問題点等を調整した後、法的措置が適当であるとされ、その事務を他グループが所管する場合は、債権所管部局長等から市民総合窓口センター長に法的措置をする決裁文書を合議し、毎年6月を目途として行われる収納グループからの照会を待って回答することとする。

(7) 訴訟実務担当者

法的措置は、原則として、収納グループと債権を所管するグループが市の指定代理人となり、顧問弁護士及び文書管理グループの協力を得ながら訴訟の実務を担当する。

(8) 役割分担

裁判所への出廷、裁判所との書類のやり取り、必要書類の最終確認等は、原則として収納グループと債権所管グループが行う。また、債務者や差押えに関わる第三債務者との交渉、必要書類の原案作成等も、原則として収納グループと債権所管グループとが行う。

12 支払督促・通常訴訟

（1）支払督促・通常訴訟

債務名義がない債権についての訴訟手続は、原則として、支払督促の申立て又は通常訴訟の提起を行う。

① 支払督促

支払督促は、裁判所書記官による形式的な審査だけで、債権者の申立てにより一方的に発付される。申立費用は通常訴訟の半額であり、債務者に支払督促が送達されてから2週間以内に異議を申し出なければ、仮執行宣言付支払督促を申し立てることができ、その送達後は強制執行ができる。

申し立てする裁判所は、債務者の住所地を管轄する簡易裁判所である。

② 通常訴訟

通常訴訟は、債務者が市外に住んでいる場合や債権の存在自体が争われることが予想される場合、さらに、複数の債務者がいる場合で住所地を管轄する簡易裁判所が複数に及ぶ場合などに提起する。

提起する裁判所は、債権債務の契約履行地である高浜市を所管する安城簡易裁判所（請求債権額が140万円以下）又は名古屋地方裁判所岡崎支部（請求債権額が140万円を超える場合）である。

（2）支払督促正本・訴状副本の送達

支払督促・通常訴訟を裁判所に申し立てると、裁判所は債務者に対して支払督促正本・訴状副本を特別送達にて発付する。

不送達の場合は、休日送達又は勤務先送達となり、それでも不送達の場合は、債権所管部署職員が調査報告書を作成し、付郵便送達を行う。

特別送達とは、郵便法第49条に規定されている送達方法であり、原則として郵便職員が名宛人に直接郵便物を手渡し、郵便送達報告書を作成するものである。

付郵便送達とは、民事訴訟法第107条に規定されている書留郵便等に付する送達のことであり、郵便物を発送した時に送達されたとみなすものである。

（3）調査報告書

調査報告書の作成に当たっては、まず住民票又は商業登記事項証明書等を入手し、異動を確認する。さらに、債務者に居住又は所在地を電話等で聴取する。

異動が確認できなかった場合は、現地調査を行う。現地調査の際は、①不在時における第三者の証言、②具体的な証言を得るよう心がける。本人や家族が不在の場合は、第三者の証言が必要であるが、マンションの管理人、管理会社、近隣住民（できれば2名以上）

等から居住又は所在していることを聴取する。また、単に「住んでいる」、「見かけたことがある」という証言でなく、「毎朝〇時ごろ出勤している」、「毎夕〇時ごろ帰宅する」、「〇曜日は営業している様子」といった具体的な証言を得るようにする。

(4) 支払督促・通常訴訟の申立後における債務者との交渉

① 一括納付の申出があった場合

申立後に、債務者から一括納付の申出があった場合は、原則として収納グループと債権所管グループが調整の上、納付日を約束する。領収証書のコピーを提出させて納付を確認した後、支払督促・通常訴訟を取り下げる。

② 支払督促に異議の申出があった場合

支払督促の正本が送達された後、債務者から裁判所に督促異議申立書が提出されることが多い。その場合は、自動的に通常訴訟に移行し、通常訴訟の訴状副本が債務者へ送達される。

督促異議申立書には、債務者の電話番号のほか、支払方法として分割を希望する旨などが記載されており、督促異議申立書の写しが、裁判所から債権者に送付されてくる。

③ 支払督促に異議の申出がなかった場合

支払督促の正本が送達された後、債務者から督促異議申立書の提出がなく、2週間が経過した場合は、原則として法務課が仮執行宣言付支払督促を申し立て、債務名義を取得する。

④ 通常訴訟で答弁書が提出された場合

通常訴訟の訴状副本が送達された後、債務者から裁判所に答弁書が提出されることが多い。

答弁書には、債務者の電話番号のほか、支払方法として分割を希望する旨などが記載されており、答弁書の写しが、裁判所から債権者に送付されてくる。

⑤ 債務者との納付交渉

督促異議申立書・答弁書の提出があった場合は、裁判所の手続と平行して収納グループと債権所管グループが債務者と納付交渉を行う。

交渉では、判決となれば強制執行が可能となる債務名義が与えられることを強調し、できるだけ短期間で分納する内容の和解を促す。また、分納交渉の際は、必ず源泉徴収票や給与明細書、法人決算書等、財産状況が分かる資料を提出させる。

提出された資料に基づき、原則として文書管理グループと調整の上で高浜市としての和解案を作成し、債務者と内容を合意しておく。なお、請求債権の遅延損害金等は、和解予定期日（口頭弁論日）当日までの分を算出する。

⑥ 口頭弁論への出席

通常訴訟では、必ず口頭弁論が開かれ、原則として収納グループと債権所管グループが出廷する。

債務者には、必ず出廷するよう促すが、どうしても債務者が出廷できない場合は、安城簡易裁判所においては、事前に債務者が裁判所に、「和解に代わる決定の上申書」を提出すれば、口頭弁論において和解に代わる決定（和解）が成立する。

⑦ 判決

口頭弁論前若しくは当日に債務者と和解の合意ができなかった場合や名古屋地方裁判所岡崎支部の口頭弁論に債務者が出廷しなかった場合は、判決となる。

債権者が仮執行宣言を付し、裁判所が認めた場合は、仮執行宣言付判決となる。

13 強制執行

（1）強制執行

支払督促や通常訴訟を申立後に裁判所において和解が成立したにもかかわらず、その後の分納が不履行となった案件や和解とならずには判決となった案件、さらに、貸付時に執行証書を作成していたが度重なる催告に応じない案件などで、債務者に差し押さえることができる財産がある場合は、強制執行を申し立てこととなる。

（2）申立てを行う裁判所

強制執行は、対象の財産が給与などの債権の場合は、債務者の居住又は所在地を管轄する地方裁判所に、不動産の場合は、該当不動産の所在地を管轄する地方裁判所に申し立てる。

（3）主に申立てに必要なもの

① 債務名義

次のうち、いずれか一つが必要である。

ア 確定判決

（仮執行宣言付支払督促正本が債務者に送達されてから2週間以内に異議の申立てがなかった場合も含む。）

イ 仮執行宣言付判決

ウ 仮執行宣言付支払督促

エ 和解調書

オ 執行証書

② 執行文

執行文とは、債権者と債務者の間に債権が現存することを裁判所の書記官又は公証役場の公証人が証明するものである。債務名義取得後に裁判所又は公証役場に申請して入手する。ただし、仮執行宣言付支払督促の債務名義については、原則として執行文は不要である。

③ 送達証明

送達証明とは、債務名義が債務者に確かに送達されたことを裁判所の書記官又は公証役場の公証人が証明するものである。債務名義取得後に裁判所又は公証役場に申請して入手する。

④ 第三債務者の代表者事項証明書

給与を差し押さえるときは、勤務先の代表者事項証明書（第三債務者が国又は地方自治体の場合は不要）、預貯金を差し押さえるときは、金融機関の代表者事項証明書が必要

である。

(4) 請求債権額

強制執行における請求債権額は、残元金、差押命令申立日までの延滞金、遅延損害金等、訴訟費用、執行費用である。

(5) 給与の差押え

① 差押禁止額

債務者の勤務先が判明している場合は、勤務先を第三債務者として、給与を差し押さえる。ただし、全額を差し押さえることはできず、原則として給与の4分の3、又はその金額が月44万円を超えるときは33万円について、差押えが禁止されている。

参考法令

【民事執行法第152条第1項第2号】

次に掲げる債権については、その支払期に受けるべき給付の4分の3に相当する部分(その額が標準的な世帯の必要生計費を勘案して政令で定める額を超えるときは、政令で定める額に相当する部分)は、差し押さえてはならない。

二 給料、賃金、俸給、退職年金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る債権

【民事執行法施行令第2条第1項】(抜粋)

政令で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 支払期が毎月と定められている場合 33万円

② 第三債務者に対する陳述催告の申立て

給与差押えの申立てに併せて、裁判所に第三債務者に対する陳述催告を申し立てる。第三債務者は、債権者の陳述催告に対して、債務者を雇用しているか、差し押さえられた給与を支払うかについて、回答しなければならない。なお、第三債務者は、差し押さえられた給与を法務局に供託することが認められている。

③ 給与の取立て

差押命令書が債務者に送達された後、1週間が経過したら、当該債権を取り立てることができる。給与は一度差し押さえると、債務者が勤務している限り、債権額に充つるまで、毎月給与の一部について配当を受けられる。

給与が供託された場合は、裁判所から6ヶ月ごと又は債権額全額に至った後に交付さ

れる。供託されない場合は、給与の支払のたびに納付書で納付してもらうか、取立てに行く。

請求債権額の取立てが完了した場合は、裁判所に取立完了届を提出する。

(6) 預貯金の差押え

① 預貯金の差押え

債務者と取引のある金融機関が判明している場合は、金融機関を第三債務者として、預貯金を差し押さえる。

② 第三債務者に対する陳述催告の申立て

預貯金差押えの申立てに併せて、裁判所に第三債務者に対する陳述催告を申し立てる。第三債務者は、債権者の陳述催告に対して、預貯金の有無について回答しなければならない。

③ 預貯金の取立て

差押命令書が債務者に送達された後、1週間が経過したら、当該債権を取り立てることができる。

債権者は、第三債務者に連絡し、取立時期や方法について協議する。

請求債権額の取立てが完了した場合は、裁判所に取立完了届を提出する。

(7) 一括納付による取下げ

強制執行の申立て後に、債務者から一括納付の申出があった場合は、原則として収納グループと債権所管グループと調整の上、納付日を約束する。領収証書のコピーを提出させて納付を確認した後、強制執行を取り下げる。

14 徴収停止

(1) 徵収停止

履行期限後、相当の期間を経過しても、なお完全に履行されない場合に、債務者の実態調査を行った結果、以下に該当する者には徵収停止の処理を行い、その後の保全及び取立てをしないこととする。

- ① 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えない認められるとき。
- ② 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えない認められるときその他これに類するとき。
- ③ 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

参考法令

【地方自治法施行令第171条の5】

普通地方公共団体の長は、債権(強制徵収により徵収する債権を除く。)で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
- 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

【高浜市債権管理条例第9条】

市長は、私債権等で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えない認められるとき。

- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えない認められるときその他これに類するとき。
- 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

（2）徴収停止後の措置

徴収停止は、単に市の内部の整理に過ぎず、債務者との関係に影響するものではないため、債務者に通知する必要はない。

時効には、影響を及ぼさない。

徴収停止後も、債務者による自主的な納付は、受領できる。

徴収停止後に、事情が変更し、債務者の資産状況が好転した場合は、徴収停止の措置を取り消さなければならない。

（3）債権管理台帳への記載

徴収停止を行った場合は、停止年月日、内容を債権管理台帳に記載する。

15 時効

（1）時効の中斷

滞納整理における時効の中斷は、主に督促、債務承認、一部納付、法的措置が対象となる。

（2）督促による中斷

地方自治体で行う納入通知や督促は、無条件で時効が中斷する。ただし、督促をした後、再び督促（催告）をしても時効を中斷することはできない（判例）。

参考法令

【地方自治法第236条第4項】

法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第153条（前項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

（3）承認による中斷

債務承認書の受領や一部納付は、債務の承認となり、時効が中斷する。

単に分割納付の金額だけを約束した分割納付計画書の場合だけでは、時効を中斷する承認の効果は発生しない。債務の承認により時効を中斷させるためには、徴収金を承認する文言が入った「債務承認及び分割納付誓約書」のような書面で債務を承認させが必要である。口頭による承認は証拠力を欠くため、書面で債務者の署名及び押印をもらう。

参考法令

【民法第147条第1項第3号】

時効は、次に掲げる事由によって中斷する。

三 承認

（4）線上債還請求による時効の中斷

分割して納付する契約の債権等の場合、各弁済期ごとに時効が進行する。期限の利益を喪失させた場合は、納期末到来分を含む残債務全額を請求する通知が債務者に送達した日の翌日から納期末到来分の時効が進行する。

(5) 破産手続に伴う時効の中止

破産手続の開始後、届け出た債権が債権表に記載されると、確定判決と同一の効力を有することになり、時効が10年となる（破産法第124条第3項、民法第174条の2）。債権を届け出た時点で時効が中断し、手続終了時から時効が新たに進行を始める。また、破産手続が同時廃止となった場合は、時効の年数に変更はない。

なお、主債務者の債務が免責されても、連帯保証債務は消滅せず、上記の時効が適用される。

参考 法 令

【破産法第124条第3項】（抜粋）

破産債権の調査において、破産管財人が認め、かつ、届出をした破産債権者が一般調査期間内若しくは特別調査期間内又は一般調査期日若しくは特別調査期日において異議を述べなかつたときは、確定する。

3 第1項の規定により確定した事項についての破産債権者表の記載は、破産債権者の全員に対して確定判決と同一の効力を有する。

【民法第174条の2】

確定判決によって確定した権利については、10年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、10年とする。裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利についても、同様とする。

(6) 連帯保証債務と時効

連帯保証人の債務承認は、主債務に効力を及ぼさないため、連帯保証人の一部納付や債務承認による時効中断は、主債務者の時効に影響を与えない。

主債務者の債務が時効の援用等で消滅した場合は、連帯保証債務も附從性により消滅する。

16 履行期限の繰上げ

（1）履行期限の繰上げ

分割して納付する契約で、期限の利益喪失の取り決めをしていた場合等は、原則として2回支払が滞った時点で、納期末到来分も含めた未納分を一括納付することを求める告知書を送付する。

債務名義の取得や強制執行の申立てなどの法的措置を申し立てる場合は、あらかじめ履行期限を繰上げ、納期末到来分も含めたすべての未納分を請求債権とする。そのため、債権の契約書等に、あらかじめ期限の利益の喪失について明記しておくことが必要である。

参考法令

【地方自治法施行令第171条の3】(抜粋)

普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

【高浜市債権管理条例第7条】(抜粋)

市長は、私債権等について履行期限を繰り上げができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（2）法律により規定されている履行期限の繰上げ

法律により、履行期限の繰上げが規定されているものは、主に次のものがある。

- ① 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき（民法第137条）。
- ② 債務者の相続について相続人から限定承認があったとき（民法第930条）。
- ③ 債務者が関係する会社が解散したとき（会社法第501条第1項）。

参考法令

【民法第137条第1号】

次に掲げる場合には、債務者は、期限の利益を主張することができない。

- 一 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。

【民法第930条第1項】

限定承認者は、弁済期に至らない債権であっても、前条の規定に従って弁済をしなければならない。

【会社法第501条第1項】（抜粋）

清算株式会社は、条件付債権、存続期間が不確定な債権その他その額が不確定な債権に係る債務を弁済することができる。

17 債権届出

（1）債権届出

債務者に対する強制執行又は破産手続が開始され、債権届出依頼が送付された場合等は、直ちに債権を届け出なければならない。

参考法令

【地方自治法施行令第171条の4】

普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により当該普通地方公共団体が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、普通地方公共団体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供(保証人の保証を含む。)を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

【高浜市債権管理条例第8条】

市長は、私債権等について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市長は、私債権等を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供(保証人の保証を含む。)を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

（2）法律により規定されている債権届出

法律により、債権届出が規定されているものは、主に次のものがある。

- ① 債務者の財産に強制執行の開始決定あるいは差押えがあった場合（民事執行法第51条第1項）
- ② 債務者の財産に担保権の実行としての競売等があった場合（民事執行法第50条第1項及び第188条）

- ③ 債務者が破産手続開始決定を受けたとき（破産法第111条第1項）。
- ④ 債務者が民事再生手続開始決定を受けたとき（民事再生法第94条第1項）。
- ⑤ 債務者である法人が解散したとき（民法第79条第1項）。
- ⑥ 債務者の相続人が限定承認したとき（民法第927条第1項）。
- ⑦ 会社更生手続開始の決定があったとき（会社更生法第138条第1項）。

参考法令

【民事執行法第51条第1項】(抜粋)

強制執行を実施することができる債務名義の正本を有する債権者等は、配当要求をすることができる。

【民事執行法第50条第1項】(抜粋)

配当要求の終期までに、その催告に係る事項について届出をしなければならない。

【民事執行法第188条】(抜粋)

前章第二節第一款第二目(第八十一条を除く。)の規定は担保不動産競売について、準用する。

【破産法第111条第1項】(抜粋)

破産手続に参加しようとする破産債権者は、債権届出期間内に、次に掲げる事項を裁判所に届け出なければならない。

一 各破産債権の額及び原因 …

【民事再生法第94条第1項】(抜粋)

再生手続に参加しようとする再生債権者は、債権届出期間内に、各債権について、その内容及び原因等を裁判所に届け出なければならない。

【民法第79条第1項】(抜粋)

清算人は、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。

【民法第927条第1項】(抜粋)

限定承認者は、すべての相続財産に属する債務の債権者等に対し、限定承認をしたこと及び一定の期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなければならない。

【会社更生法第138条第1項】(抜粋)

更生手続に参加しようとする更生債権者は、債権届出期間内に、次に掲げる事項を裁判所に届け出なければならない。

一 各更生債権の内容及び原因 …

（3）弁護士からの債権額の照会

債務者から債務整理の依頼を受けた弁護士から、滞納額等について任意の照会があった場合は、高浜市個人情報保護条例第7条により、債務者本人から同意書(様式15)を受領する。

参考法令

【高浜市個人情報保護条例第7条】(抜粋)

実施機関は個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

二 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 ..

18 遅延損害金・延滞金

（1）遅延損害金の徴収

私債権は、督促をした場合に、当初の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、滞納金額に規定の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して徴収する。

契約書や法令、規定等に遅延損害金（違約金、延滞利子等）の定めがない場合は、原則として、民法第404条及び第419条第1項による年利5%又は商法第514条による年利6%を遅延損害金として徴収する。

参考法令

【民法第419条第1項】

金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。

【民法第404条】

(法定利率)

利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、年5分とする。

【商法第514条】

商行為によって生じた債務に関しては、法定利率は、年6分とする。

（2）延滞金の徴収

非強制徴収公債権は、督促をした場合に、当初の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、滞納金額に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3%）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する（税外収入にかかる延滞金に関する条例第2条、地方自治法第231条の3第2項）。ただし、個別に法律又は条例に、延滞金についての規定がある場合は、その規定による。

参考法令

【地方自治法第231条の3第2項】

普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

【高浜市税外収入にかかる延滞金に関する条例第2条】

延滞金の額は、納付金額にその納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ年14.6パーセント(納期限の翌日から、1ヶ月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額とする。

【高浜市税外収入にかかる延滞金に関する条例第3条】

前条に規定する延滞金の徴収の方法は、市税の例による。

(3) 遅延損害金の減免

遅延損害金は、法令又は条例により、減額又は免除することができる。

(4) 延滞金の減免

延滞金は、以下に該当するときに減免できる（高浜市税外収入にかかる延滞金に関する条例第2条2項）

- ① 納付すべき者が災害により納期限までに納付できなかつたとき。
- ② 徹収の書類の送達について、その送達を受けるべき者の住所などが明らかでない、又は外国においてすべき送達について困難な事情が認められるため、公示送達をしたとき。
- ③ 延滞金額を減額または免除することについてやむを得ない理由があると認められるとき。

参考法令

【高浜市税外収入にかかる延滞金に関する条例第2条2項】（抜粋）

2 市長は納付者が前項の納期限までに納入しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合は、同項の延滞金額を減免することができる。

（5）遅延損害金の時効

遅延損害金は、損害賠償額の予定として規定されており（民法第420条第3項）、債務不履行による損害賠償請求権の消滅時効は、通常の債権と同様に10年である（民法第167条第1項及び第724条）。

参考法令

【民法第167条第1項】

債権は、10年間行使しないときは、消滅する。

【民法第420条第3項】

違約金は、賠償額の予定と推定する。

【民法第724条】

不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。

(6) 延滞金の時効

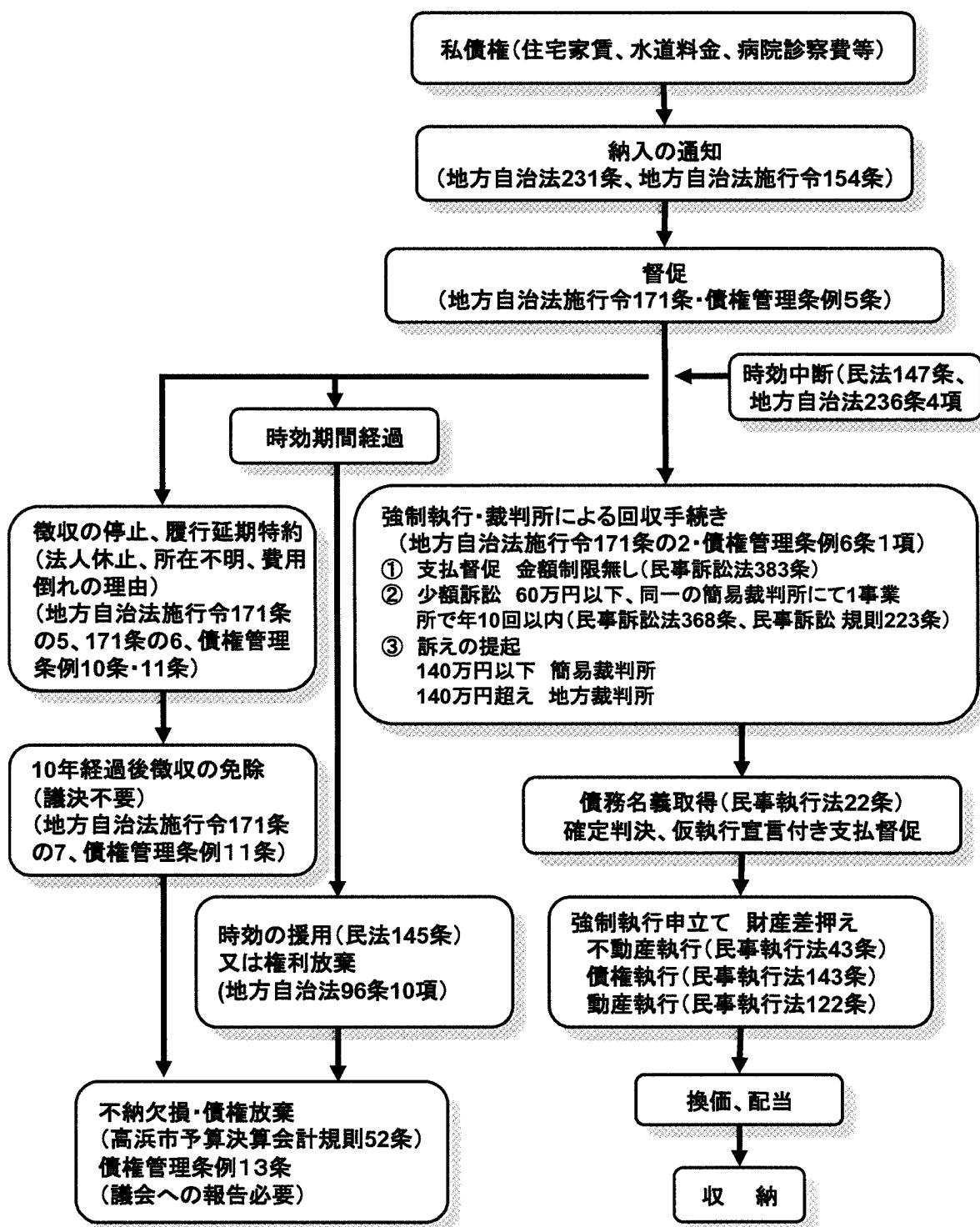
延滞金の消滅時効は、5年である（地方自治法第236条第1項）。

参考法令

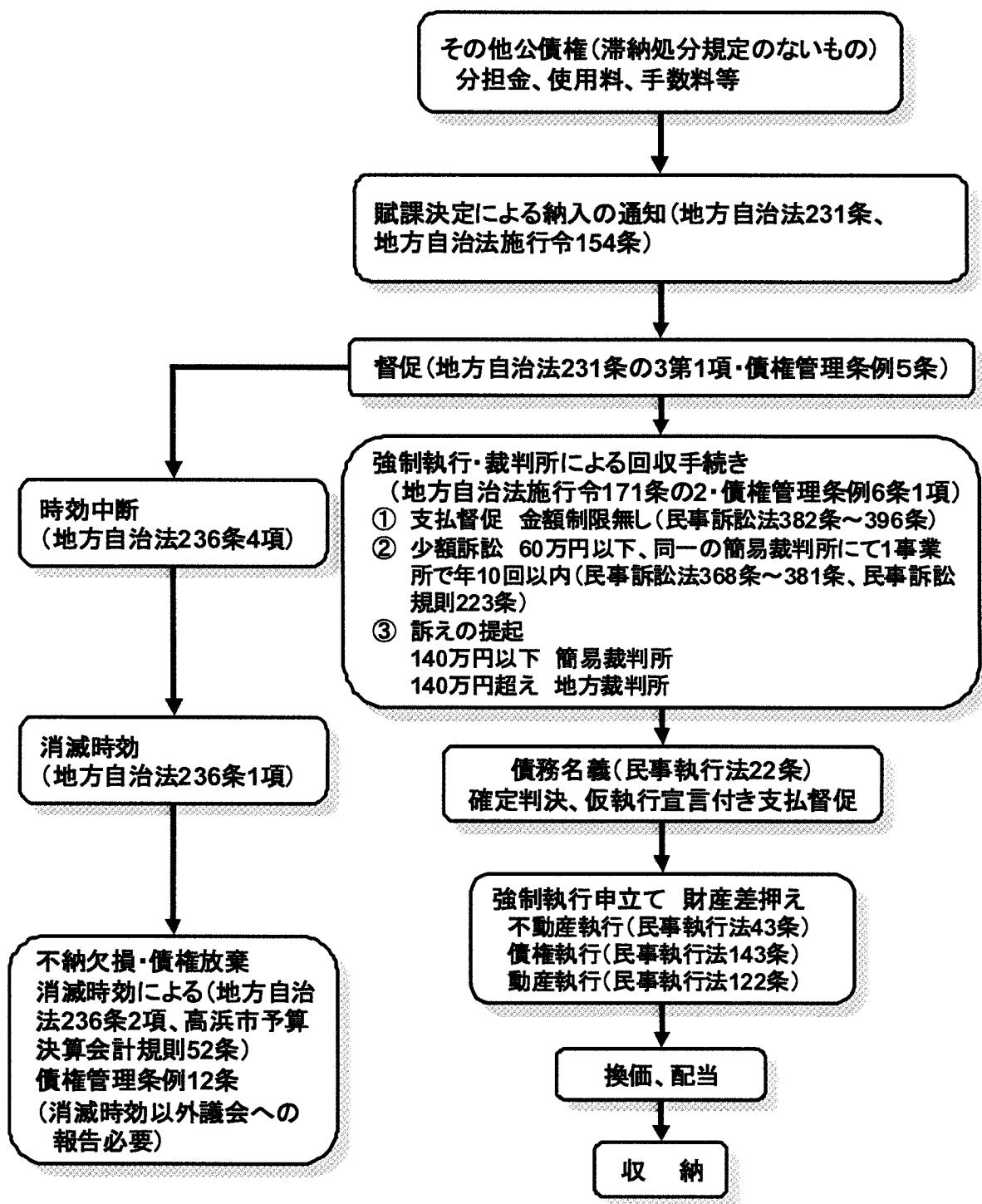
【地方自治法第236条第1項】（金銭債権の消滅時効）

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

私債権の債権管理フロー図



非強制公債権の債権管理フロー



強制徴収公債権の滞納整理について

これより以降【19】督促から【31】延滞金までの項目において、強制徴収公債権の滞納整理について述べるものとする。

19 督促

(1) 督促

督促とは、納付又は納入すべき債権が納期限までに完納されない場合に、期限を指定してその履行を催告する行為である。原則として、差押え等の滞納処分を行う前提条件となる。

督促は、原則として書面によることが必要であり、督促状を発行しなければならない。

債務者が死亡している場合は、相続人に督促状を発行する（相続放棄している場合を除く。）。

参考法令

【地方自治法第231条の3第1項】

分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(2) 督促状の発行

督促状の発行に際しては、次の点に留意する。

- ① 督促状は、納期限までに納付しない者に対して、納期限経過後20日以内に定める様式により発行する。（地方税法第72条の66第1項等）やむを得ない理由により20日以内に督促状を発行できなかった場合は、未発行が判明した時点で直ちに督促状を発行すべきである。
- ② 督促状の発行の日から15日以内の期間で納付すべき期間を指定する（高浜市予算決算会計規則第51条第2項）。実務上の取扱いとしては、民法の初日不算入の原則により「その発行の翌日から」と解されている。

- ③ 督促状は、債務者の氏名及び住所、債権名、債権発生年月日、債権額、納期限、納入場所等を記載した書面により行う（様式16）。
- ④ 督促状には教示文を入れる。督促状の書面には、督促について不服申立てをすることができること、不服申立てをすべき行政庁、不服申立てができる期間を記載しなければならない（行政不服審査法第57条、地方自治法第231条の3第6項）。

（3）督促状が返戻された場合

直ちに所在調査を行い、判明した転居先に改めて送付する。督促状で指定する納付又は納入期限を経過して返戻された場合は、督促状を再発行する。返戻された督促状及び封筒は、原本又は写しを保管する。

（4）督促状の公示送達

所在調査等を行うも督促状を受けるべき者の住所等が明らかでない場合、又は外国ですべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、督促状は送達に代えて公示送達で行うことができる（地方自治法第231条の3第4項、地方税法第20条の2第1項）。公示送達に当たっては、いつでも督促状の送達を受けるべき者に交付する旨を掲示して行う。公示送達の効力は掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに督促状の送達があったとみなされる（地方税法第20条の2第3項）。

（5）債権管理台帳への記載

督促状を発行した場合は、発行年月日、納付又は納入期限、返戻の有無等を債権管理台帳に記載する。

（6）督促状の起案文書（発行台帳）保管

督促状を発行する事案が大量反復に発生する場合は、督促状発行台帳を作成する。督促状の起案文書及び督促状発行台帳は、原則として事案完結後から5年の保存期間を設定する。

20 催告

（1）催告の方法

督促状を送付し、期限までに納付がされない場合には、隨時催告を行うことで納付を促す。催告は、主に文書、電話、現地訪問などを通して行う。

納付忘れの未納者を長期滞納者にさせてしまうと滞納整理が困難になることが多い。納期限までに納付がなかった場合には、これらの催告をうまく組み合わせて早期対応で完納させるよう心がける。

債務者が死亡している場合は、相続人に催告する（相続放棄している場合を除く。）。

（2）文書による催告

催告書には、債務者の氏名及び住所、債権名、債権発生年月日、債権額、延滞金額、納付又は納入期限等を記載する（様式17）。

未納状況や滞納期間に応じ、催告書・最終催告書・差押予告通知書といった文面や使用する用紙の色を変更するとよい。また、発送時期などの工夫（ボーナス支給時期等）を加えると効果的である。

債務者から反応がない場合は、原則として、文書による催告を繰り返すのではなく、電話や訪問による催告に移行する。

（3）電話による催告

個人情報保護の観点から、交渉は原則として債務者本人と行う。交渉と共に、未納原因等を聴取することも重要である。

本人不在の場合は、滞納があることには触れずに、本人から連絡して頂くよう受電者に伝言依頼する。在宅率の高い夜間や休日に催告を行うことも効果的である（ただし、朝9時以前及び夜8時以降は催告を控える。）。

（4）自宅等への訪問催告

電話催告に効果が見られなかつたり、電話番号が判明しない場合は、催告書を持参して、自宅等へ訪問催告する。債務者と対面することは、相手の生活状況や営業実態が把握できると共に、相手への大きな圧力となる。不在の場合も、文書を差し置くことで一定の効果が得られる。差し置きに対応するため、使用する封筒の表面に予め日時等の記入欄を設けておくとよい（様式18）。

訪問に当たっては、住民票、商業登記事項証明書及び住宅地図等により、債務者の所在と交通手段を事前に確認する。個人情報保護の観点から、交渉は原則として債務者本人と行う。可能な限り、複数の職員で交渉する。

本人不在の場合は、催告書を関係者に送達するか、差置きする。督促状など重要な文書を差置送達する場合は、ポストの表札等を含めた写真をとっておく。在宅率の高い夜間や休日に催告を行うことも効果的である（ただし、朝9時以前及び夜8時以降は催告を控える。）。

訪問時は、住居や事務所の状況（所有か賃貸か、広さ等）、自動車保有の有無（ナンバーを控える、車種等）、営業状況（客数等）を併せて確認する。

（5）債権管理台帳への記載

催告を行った場合は、催告年月日、催告方法、内容を債権管理台帳に記載する。

21 交渉

（1）交渉のポイント

納期限後、時間が経過するほど債権の回収は困難になるため、納期限経過後は早急に催告交渉する。

債務者との交渉時は、支払が遅れれば延滞金が増加すること、差押えへ着手する可能性があること等を話し、早期納付を伝える。

（2）交渉の手順

督促状の送付や各種催告の結果、債務者と交渉できた場合は、下記のとおり行う。

- ① 交渉に当たっては、住所、氏名を聴取し、債務者本人かを確認する。
- ② 債務の存在の有無、滞納額を確認する（確認した旨を記録に残す。）。
- ③ 指定期限までに納付又は納入するよう交渉する。
- ④ 指定期限までの納付又は納入が困難な場合には、納付できない理由を必ず聞き、今後の納付計画をたてる。
- ⑤ 今後の連絡方法を確認する。
- ⑥ 交渉経過を必ず記録する。

22 分割納付

（1）分割納付

原則は一括納付である。しかし、一括納付できない債務者に対しては分割納付を認める場合がある。

（2）分割納付の期間

分割納付を認める場合は、滞納分と新規発生分とを合わせて完納に至る納付計画を立てる。分割納付の期間は1年以内が基本であり、2年目以降は再度協議することを約束する。再度協議する際は、債務者の生活状況を改めて聴取した上で、できる限り分割納付額の増額を試みる。

延滞金は、分納期間中も発生することを説明する。

（3）証拠資料の提出

分割納付を認めるかどうかの判断材料として、資力又は資産の状況が分かる資料を提出してもらう。この資料は、分割納付の履行に対する圧力となる。必要な資料は、源泉徴収票、給与明細書、税申告書、決算資料、課税証明書、借入金資料等である。

（4）納付能力調査

資力又は資産の状況が分かる資料を提出しない場合などは、納付能力を調査しておくといい（詳細は【24】財産調査を参照）。納付能力調査をしておくことで、分割納付の不履行の際や、増額交渉の際に優位に交渉を進めることができる。

（5）債務承認及び分納誓約書

分割納付を認めた場合は、債務承認を兼ねた分納誓約書を徴する（様式19）。

債務承認及び分納誓約書の文面には、分割納付が2回以上不履行になった場合は、差押えを受けても異議はないことを約束させる文面とし、債務者に承認させる。

なお、債務承認書を徴取することで、消滅時効の中止事由である民法第147条の承認となり、消滅時効の中止を図る効果もある。

（6）履行監視

分割納付の履行管理を行い、納付が滞った場合は、直ちに催告等を行う。

分割納付が履行されている場合でも、不履行や倒産を想定し、財産調査も並行して行うことが望ましい。

23 所在調査

（1）所在調査

滞納者への送付文書が返戻された場合、連絡先の電話番号が使用中止もしくは変更された場合、現地調査で居住が確認できなかった場合など、滞納者の所在が不明となったときは、国税徴収法第146条の2により、所在調査を行い、滞納者の所在を確認する。

ところで、強制徴収公債権は、地方自治法第231条の3第3項において、「地方税の滞納処分の例により処分することができる」と規定されているが、地方税法第331条第6項等に、「地方税の滞納処分は、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。」と規定されているため、強制徴収公債権の滞納処分は、国税徴収法に規定する滞納処分を適用する。また、国税徴収法第2条第9号において、納税者で納付すべき国税を納期限までに納付しないものを「滞納者」と規定しているため、本章以下、納期限までに強制徴収公債権を納付しないものを「滞納者」という。

参考法令

【国税徴収法第146条の2】

徴収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

【地方税法第331条第6項】

前各項に定めるものその他市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

（2）調査の方法

申請書に記載するポイントは、以下のとおりである。

- ① 請求事由は「市債権回収事務」、根拠法令は「国税徴収法第146条の2、地方自治法第231条の3第3項」を記載する。
- ② 申請先（区市町村等）から、担当職員の身分証明書の写しを請求された場合は、写しを送付する。

（3）個人の滞納者

個人の滞納者は、最後に居住が確認された区市町村に、住民票の交付を申請する（様式20）か、又は、住民基本台帳ネットワークを用いて、住民票を確認する。必要な場合は、戸籍謄本又は抄本及び戸籍の附票も申請する。

それでも所在が判明しない場合は、最後の居住地を現地訪問することで、情報が得られる場合もある。

文書が返戻とならない場合でも、住民票等により転居又は姓が変更したことが明らかになった場合は、新たに催告書を送付する。

（4）外国人の滞納者

外国人の滞納者は、最後に居住が確認された区市町村に、外国人登録事項証明書の交付を申請する（様式21）。

（5）法人の滞納者

法人の滞納者は、法務局に商業・法人・外国法人登記事項証明書の交付を申請する（様式22）。登記事項証明書からは、業務内容、役員の氏名及び住所、解散の有無等を確認できる。また、法人所在地に所在が確認できない場合は、代表取締役の住民票を確認する。

（6）現地調査

住民票調査等で所在が判明しない場合は、居住又は所在地を現地調査することで、情報が得られる場合がある。また、滞納者の主張の信憑性を計る上で財産調査と併せて行うこと、さらに催告交渉に進展が見られない場合等に行うことも有効である。訪問催告の際は、納付交渉と併せて周辺の環境を観察しておくとよい。

現地調査する際に見ておいた方がよい点は、以下のとおりである。

① 住居の状態

持ち家か賃貸、広いか狭い、新しいか古いかで滞納者の資力が判断できる。法務局にて不動産登記事項証明書の交付を受けることで、所有者を確認することができる。

② 電気、ガスマーター

メーターの回転状況で滞納者の居住を確認することができる。

③ ポストの中の滞留郵便物

不在にしている時間が多いことがわかる。

④ 自動車

自動車のナンバーを控え、運輸支局自動車検査登録事務所にて現在登録証明書の交付を受けることで、自動車の保有者を確認することができる。

⑤ 営業状況

店構えや客の出入りなどをみることで営業状況が判断できる。

⑥ マンション名、部屋番号、氏名表示の有無

後日、再び訪問する際に速やかに目的地に到着できる。ポストに氏名表示がない場合にマンションの管理人から居住確認したときは、必ず記録しておく。

(7) 債権管理台帳への記載

所在調査を行った場合は、調査年月日、調査方法、結果を債権管理台帳に記載する。

24 財産調査

（1）財産調査

財産調査とは、滞納処分の執行のために滞納者の財産の有無や所有する財産の換価価値を調査することをいう。

滞納者の納付能力を調査するために、近隣への聞き込み（任意調査）や、勤務先や取引先などの滞納者の関係先に対して、調査を行うことができる（国税徴収法第141条）。また、区市町村や税務署といった徴税機関に対して、資料の閲覧又は提供を求めるができる（国税徴収法第146条の2）。さらに、滞納者の住居等において差し押さえるべき財産等を発見する搜索も財産調査の一種である（国税徴収法第142条）。

財産調査は、納付交渉を優位に進める点においても重要である。滞納者の言動や、家屋の外観・身なり等に惑わされず、実際の生活状況・財産の保有状況の正確な把握に努め、差押え又は滞納処分の執行停止という滞納整理方針を決定していく。こうした意味でも滞納整理において、財産調査は不可欠である。

（2）質問・検査

滞納処分のために、滞納者の財産の有無、所在、種類、価額、利用状況、第三者の権利の有無等を調査する必要があるときに、滞納者などに対して質問又は検査を行うことができる（国税徴収法第141条）。

質問の相手方は、滞納者、滞納者の財産を占有する第三者、滞納者に対し債権又は債務があると認めるに足りる相当の理由がある者等である。

質問は、口頭又は書面にて行う。

参考法令

【国税徴収法第141条】（抜粋）

徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類を検査することができる。

- 一 滞納者
- 二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- 三 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- 四 滞納者が株主又は出資者である法人

(3) 官公庁等調査

官公庁は、行政上の必要又は権利状況を明らかにするために帳簿、書類を備えている。特に区市町村や税務署は課税資料を備えているので、これらの資料の閲覧又は提供を求めるとよい（国税徴収法第146条の2）。課税資料から滞納者の収入や財産の保有を確認することができる。例えば、市区町村の課税資料からは滞納者の所得及び収入、滞納者の所有する物件が判明する。

ただし、この調査は法令の規定による調査であるが、強制力がない規定であるため、税務情報に係る守秘義務を理由に回答されない場合がある。

参考 法令

【国税徴収法第146条の2】

徴収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

(4) 主な財産調査先

照会先	根拠条文	内容
区市町村 <u>(様式23)</u>	国税徴収法第146条の2	滞納者の住民税課税資料等で電話番号、勤務先、所有不動産等を把握することができる。
法務局 <u>(様式24)</u>	不動産登記法第121条	管轄する登記所で不動産登記簿閲覧又は登記事項証明書により、所有不動産を捕捉する。
運輸支局自動車検査 登録事務所	道路運送車両法第22条	登録事項等証明書にて、所有者の住所、氏名、抵当権の有無が判明する。
金融機関 <u>(様式25)</u>	国税徴収法第141条	預金・郵便貯金の債権調査を行うことで滞納者の預貯金口座が判明する。

--	--	--

税務署	国税徴収法第146条の2	法人税の確定申告書を閲覧することで財産を捕捉する。
電話会社	国税徴収法第141条	NTTに対して電話加入権の有無を調査することができる。電話料金の引落先の口座が判明する場合がある。

その他、携帯電話会社、クレジット会社、電気、ガス、水道からの情報があげられる。

(5) 検索

検索は、質問又は検査に応じないために財産の状況を明らかにできない場合や、質問又は検査は行ったが財産を発見できない場合などに、滞納者等の物又は住居その他の場所において、差し押さるべき財産の発見等のために行う。

① 検索ができる場合

滞納処分のために必要があるとき、滞納者自身の住居又は事務所等を検索することができる（国税徴収法第142条第1項）。また、滞納者の財産を所持する第三者が引き渡さない、又は滞納者の財産を所持すると認められる親族等の関係者が引き渡さないときに限り、第三者の住居その他の場所についてそれぞれ検索することができる（国税徴収法第142条第2項）。

参考法令

【国税徴収法第142条】

徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき検索することができる。

- 2 徴収職員は、滞納処分のため必要がある場合には、次の各号の一に該当するときに限り、第三者の物又は住居その他の場所につき検索することができる。
 - 一 滞納者の財産を所持する第三者がその引渡をしないとき。
 - 二 滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある場合において、その引渡をしないとき。
- 3 徴収職員は、前2項の検査に際し必要があるときは、滞納者若しくは第三者に戸若しくは金庫その他の容器の類を開かせ、又は自らこれらを開くため必要な処分をすることができる。

② 検索の方法

検索に際し必要があるときは、閉鎖してある戸、金庫などを開かせ、又はこれを開くために必要な処分をすることができる（国税徴収法第142条第3項）。

③ 検索の時間制限

検索は、旅館等夜間（日没から日の出前）に公衆が出入りする場所でやむを得ない場合以外は、夜間に行うことはできない。ただし、日没前に着手した検索は日没後も継続することができる（国税徴収法第143条第1項）。

④ 検索の立会人

検索する場合には、立会人をおかなければならない（国税徴収法第144条）。

⑤ 出入禁止の処分

検索する場合、その執行に支障があると認められるときは検索をする間、出入りを禁止することができる。ただし、滞納者、その親族等を除く（国税徴収法第145条）。

⑥ 検索調書

検索をした場合には、検索調書を作成しなければならない（国税徴収法第146条第3項）。

(6) 債権管理台帳への記載

財産調査を行った場合は、調査年月日、調査方法、結果を債権管理台帳に記載する。

25 差押え

（1）差押え

差押えとは、滞納者の財産処分を制限し、換価できる状態におく強制処分のことをいう。差押えから始まり、換価、配当に終わる一連の手続のことを滞納処分といい、徴収の早期確保を目的としている。

督促状で定めた指定納期限までにその債務が完納されないときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる（地方自治法第231条の3第3項等）。また、督促を受けた者が督促状に指定する期限までに納付すべき金額を納付しない場合は、債権及び債権に係る延滞金について、督促状に指定する期限経過後10日以内に滞納処分に着手する。

（地方税法第72条の68第1項1号等）

法律上は、督促期限を過ぎても完納しない者に対して滞納処分（差押え）を行うとしているが、実務では滞納者が交渉に応じない、又は交渉の進展が見込めない場合や、分割納付の不履行が続く場合に、財産の差押えに着手する。財産が差し押さえられると、滞納者は差押財産の処分に制限を受けることになるので、度重なる催告にも反応がなかった滞納者が納付交渉に応じる場合が多い。

参考法令

【地方自治法第231条の3第3項】（抜粋）

督促を受けた者が指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

【地方税法第72条の68第1項1号】（抜粋）

滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促にかかる・・・徴収金を完納しないときは滞納者の財産を差し押さえなければならない。

（2）差押えの手続

差押えは、動産及び有価証券、債権、不動産、船舶及び航空機、自動車及び建設機械、第三債務者等のある無体財産権等、第三債務者等のない無体財産権等の7つの区分に分けられる。

区分間で共通の手続は、以下のとおりである。

① 差押調書

財産を差し押されたときは、差押調書を作成する（国税徴収法第54条）。

差押調書には、次の事項を記載して署名押印する（国税徴収法施行令第21条）。

- ・滞納者の氏名及び住所又は居所
- ・差押えに係る債権の年度、種類、期別、納期限及び金額
- ・差押財産の名称、数量、性質及び所在

② 差押調書謄本

差押財産が、動産又は有価証券、債権、電話加入権その他第三債務者のある無体財産権等であるときは、その差押調書の謄本を滞納者に交付する（国税徴収法第54条）。

③ 差押通知書

質権や抵当権等の第三者の権利の目的となっている財産を差し押されたときは、質権者や抵当権者等に対して、書面により差し押された旨等を通知する（国税徴収法第55条、国税徴収法施行令第22条）。

(3) 差押えの効力

差押えの効力としては以下の二点が挙げられる。

① 処分禁止の効力

差押えは、差押財産の法律上の処分（売買等）又は事実上の処分（毀損等）を禁止する効力をもつ。しかし、この処分禁止の効力は、差押債権者との関係における相対的効力にとどまり、処分を絶対的に禁止するものではない。つまり、滞納者が差押財産を第三者へ譲渡することは、当事者間で有効であるが、差押債権者に対しては無効で、差押債権者は権利移転がなかったものとして差押財産を換価することになる。

② 時効中断の効力

差押えの効力が生じた時に時効が中断し、差押中は時効中断の効力が継続する（地方税法第18条第3項、民法第147条）。

(4) 主な財産の差押え

① 債権（預貯金・給与等）差押えの共通事項

差押調書、差押調書謄本、債権差押通知書を作成する（様式26）。

債権差押通知書には、差押債権を特定できるよう、滞納者、債権の数、額、給付の内容等を具体的に記載し、第三債務者に送達又は持参する。また、第三債務者に対する債権差押通知書の送達が差押えの効力要件のため（国税徴収法第62条）、交付送達又は配達証明郵便により送達し、到達時間を明らかにする。

差押調書謄本は、滞納者に交付し、債権の取立て、譲渡、債務免除を禁止する旨を付記する（国税徴収法第54条）。

債権を差し押さえるときは、その全額を差し押さえなければならないが、その必要がないと認めたときは、徴収すべき滞納額に相当する額を差し押さえができる（国税徴収法第63条）。

② 預貯金の差押え

預貯金の差押えは、差押通知書を第三債務者である銀行等に送達することで行う（国税徴収法第62条）。差押通知書の第三債務者欄は本店の所在地及び名称を記載するが、送付先は取扱支店である。

③ 給与の差押え

勤務先への給与支払状況に関する調査や給与の差押えは、滞納者の社内での信用を落としかねないため、誠意のない滞納者に対して行うべきである。

給与を差し押さえる場合は、事前に給与の支給額等を確認するため、支給状況の照会文書を勤務先へ送付する（国税徴収法第141条第3号）。回答書に基づき、給与の差押禁止額を計算し、差押可能金額がある場合は、給与支払者に対して差押えを行う。

④ 自動車の差押え

自動車の差押えは、差押書を滞納者に送達することで行う（国税徴収法第70条第1項）。自動車を差し押さえたときは、第三者への対抗要件を備えるために、地方運輸局陸運支局又は自動車検査登録事務所へ登録を嘱託する（国税徴収法第71条第1項）。

差押後も完納とならない場合は、換価のために自動車本体を引き揚げ、公売することになるが、引き揚げや公売は、費用と労力の負担が大きい。そこで、換価の前に、車体が動かないようタイヤにロックをすることができる。このタイヤロックの措置は国税徴収法に規定されている保管命令の一種であり、生活に必要な自動車の運行が禁止されることで速やかな納付につながるとともに、自動車の隠蔽及び価値の減少を阻止することができる。手順としては、自動車の差押後、引渡命令により占有権を徴収職員に移した後（国税徴収法第71条第3項）、保管命令の一環としてタイヤロックを行い、公示書をミラーに取り付ける（国税徴収法第71条第5項）。

⑤ 不動産の差押え

不動産の差押えは、差押書を滞納者に送達することで行う（国税徴収法第68条第1項）。不動産を差し押さえたときは、第三者への対抗要件を備えるために、差押登記を添えて、当該財産を管轄する法務局へ登記を嘱託する必要がある（国税徴収法第68条第3項）。

⑥ 動産の差押え

国税徴収法上の動産とは、不動産以外をすべて動産とする民法上の動産（民法第86条第2項及び第3項）のうち、国税徴収法上の船舶、航空機、自動車及び建設機械、無記名債権を除いたものをいう（国税徴収法第54条第1項第1号）。

動産の差押えは、動産を徴収職員が占有した後（国税徴収法第56条第1項）、差押調書を作成し、差押調書の謄本を滞納者に交付して行う（国税徴収法第54条第1項第1

号）。差押えの効力は、徴収職員が動産を占有したときに生じる。動産を差し押された場合は、原則としては徴収職員がその動産を引き揚げることとしているが、必要と認める場合は滞納者に保管させることができる（国税徴収法第60条）。

（5）差押えの解除

差押えの解除は、差押えによる処分禁止の効力を将来に向かって失わせるものであり、差押えによって既に生じた効力を失わせるものではない。従って、差押えによって既に生じた効果（一部取立てとその充当、時効中断の効果等）には影響を及ぼさない。

差押えの解除には、解除しなければならない場合と、解除することができる場合がある。

① 差押えを解除しなければならない場合

納付、充当、更正の取消しその他の理由により、差押えに係る徴収金の全額が消滅したとき（国税徴収法第79条第1項第1号）。

滞納処分の停止をしたとき（地方税法第15条の7第3項）。

② 差押えを解除することができる場合

差押えに係る地方団体の徴収金の一部の納付、充当、更正の一部取消し、差押財産の値上がりその他の理由により、その価格が差押えに係る地方団体の徴収金及びこれに先立つ他の租税、債権の合計額を著しく超過すると認められるに至ったとき（国税徴収法第79条第2項第1号）。

滞納者が他に差し押さえることができる適当な財産を提供した場合において、その財産を差し押されたとき（国税徴収法第79条第2項第2号）。

（6）差押えの解除の手続

差押えの解除は、その旨を滞納者に書面で通知することで行う。ただし、債権と第三債務者等のある無体財産権等の差押えの解除は、その旨を第三債務者に通知する（国税徴収法第80条第1項）（様式27）。債権等の差押えを解除した場合は、滞納者へ通知する（国税徴収法第80条第2項第2号）（様式27）。

また、質権者等及び交付要求（参加差押えを含む。）をしている者に、差押えを解除した旨等を通知する（国税徴収法第81条）。占有している財産があるときは、その財産を返還する。不動産その他の差押えの登記をした財産の差押えを解除したときは、その登記の抹消を関係機関に嘱託する。

26 換価

（1）換価

差押財産は、金銭を除いて、換価した代金を滞納債権の徵収金に充てるが、この差押財産を金銭に換える強制的手続を総称して「換価」という。

換価処分は、債権の取立てと財産の売却に分類することができる。

（2）債権の取立て

債権の換価処分（電話加入権は除く。）は、取立てが原則である（国税徵収法第67条）。

ここでいう債権には、主に預貯金、給与、売掛金、家賃等がある。

差し押された債権を取り立てたときは、滞納者からその差押えに係る徵収金を徵収したとみなす（国税徵収法第67条第3号）。

履行期限が到来しても第三債務者が履行しないときは、速やかに文書等により履行を請求する。請求に応じないときには、支払命令の申立て、給付の訴えの提起などの債権取立てに必要な方法をとるようにする。

参考法令

【国税徵収法第67条】（抜粋）

徵収職員は、差し押えた債権の取立てをすることができる。

3 徵収職員が第1項の規定により金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押に係る国税を徵収したものとみなす。

（3）財産の売却

原則として、債権以外の財産の換価処分は、売却が原則であり、売却の原則は公売である（国税徵収法第89条第1項及び第94条）。

差し押された動産、自動車、不動産の公売は、原則として、市が実施するインターネット公売を利用する。インターネット公売への参加に当たっては、市とヤフー株式会社との間で基本合意書の締結が必要である。ヤフー株式会社との基本合意書締結の窓口事務は、収納グループを中心として行う。また、インターネット公売を利用する場合、金銭出納員の口座開設が必要となり、この口座開設については会計管理者へ協議を行う。

(4) 配当手続

債権の取立て及び財産の売却による金銭は、配当を受けるべき債権の配当額を決め、配当計算書を作成し、債権現在額申立書を提出した者、債権額を確認した債権者及び滞納者に謄本を発送する（様式28）。また、換価財産の代金納付の日から3日以内、換価財産が金銭による取立ての方法により換価したものであるときは、その取立てから3日以内に発送しなければならない（国税徴収法第131条、国税徴収法施行令第49条）。発送した日から起算して7日を経過した日を換価代金等の交付期日と定め、配当計算書の謄本に交付期日を付記して告知する（国税徴収法第132条第1項）。交付期日に、配当計算書に従つて換価代金を交付する（国税徴収法第133条第1項）。

(5) 徴収順位

租税債権を除く強制徴収公債権は、公課として位置付けられ（国税徴収法第2条第5号）、地方税及び国税に次ぐものとされている（地方自治法第231条の3第3項）。また、地方税優先の原則（地方税法第14条）及び国税優先の原則（国税徴収法第8条）から、差押えを執行しても租税が交付要求（先行の差押手続に参加して配当を受ける制度。詳細は【30】交付要求・参加差押えを参照。）を行うと、その他の強制徴収公債権の配当順位は、租税債権に劣後する。

参考法令

【地方自治法第231条の3第3項】（抜粋）

地方税の滞納処分の例により処分することができる徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

【地方税法第14条】（抜粋）

地方団体の徴収金は、納税者又は特別徴収義務者の総財産について、すべての公課その他の債権に先だって徴収する。

【国税徴収法第8条】（抜粋）

国税は、納税者の総財産について、すべての公課その他の債権に先だって徴収する。

27 執行停止

（1）滞納処分の執行停止

滞納者に一定の事由があると認められる場合に、申請を要することなく、職権で強制徴収の手続を停止することができる（地方税法第15条の7、国税徴収法第153条）。

滞納者が、次のいずれかに該当すると認められるときは、滞納処分の停止をすることができる。

- ① 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- ② 滞納処分を執行することにより滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- ③ 滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

参考法令

【地方税法第15条の7】（抜粋）

地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- 二 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

：

【国税徴収法第153条】（抜粋）

税務署長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分を執行することができる財産がないとき。
- 二 滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分を執行することができる財産がともに不明であるとき。

：

これらの判断は、滞納者から源泉徴収票、給与明細書、税の確定申告書の写し、法人決算書、課税証明書、金銭消費貸借契約書、預金通帳、医療費支出の領収書等の資料を提出させた上、事情聴取した内容と、所在調査及び財産調査等の結果を照らし合わせて行う。

滞納処分の徴収停止後も、滞納者による自主的な納付は受領できる。

（2）滞納処分の執行停止後の措置

滞納処分の執行停止が3年間継続したときは、債権が消滅するため、不納欠損処理を行う。原則として、執行停止から2年経過の後（不納欠損前）に、改めて財産調査等を行い、資力が回復しているようであれば執行停止を取り消す必要がある。

参考法令

【地方税法第15条の7第4項】（抜粋）

滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が3年間継続したときは、消滅する。

【地方税法第15条の8第1項】

地方団体の長は、前条第1項各号の規定により滞納処分の執行を停止した後3年以内に、その停止に係る滞納者につき同項各号に該当する事実がないと認めるときは、その執行の停止を取り消さなければならない。

（3）債権管理台帳への記載

滞納処分の執行停止を行った場合は、停止年月日、内容を債権管理台帳に記載する。本人への通知は不要であり、「する。」「しない。」で効果はかわらないとされている。

28 時効

（1）時効の中斷

滞納整理における時効の中斷は、主に督促、債務承認、一部納付、差押えが対象となる。

（2）督促による中斷

市で行う納入通知や督促は、無条件で時効が中断する。ただし、督促をした後、再び督促（催告）をしても時効を中断することはできない（判例）。

参考法令

【地方自治法第236条第4項】

法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第153条(前項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

（3）承認による中斷

債務承認書の受領や一部納付は、債務の承認となり、時効が中断する。

単に分割納付の金額だけを約束した分割納付計画書の場合だけでは、時効を中断する承認の効果は発生しない。債務の承認により時効を中断させるためには、徴収金を承認する文言が入った「債務承認及び分割納付誓約書」のような書面で債務を承認させが必要である。口頭による承認は証拠力を欠くため、書面で滞納者の署名及び押印をもらう。

参考法令

【民法第147条第1項第3号】

時効は、次に掲げる事由によって中断する。

三 承認

（4）線上債還請求による時効の中斷

分割して納付する債権等の場合、各弁済期ごとに時効が進行する。期限の利益を喪失させた場合は、納期末到来分を含む残債務全額を請求する通知が滞納者に送達した日の翌日から納期末到来分の時効が進行する。

（5）破産手続に伴う時効の中斷

破産手続の開始後、届け出た債権が債権表に記載されると、確定判決と同一の効力を有することになり、時効が10年となる（破産法第124条第3項、民法第174条の2）。債権を届け出た時点で時効が中断し、手続終了時から時効が新たに進行を始める。債権を届け出ても、破産手続が同時廃止等となり、債権表が作成されない場合は、裁判上の請求による時効の中斷（民法第149条）となり、時効の年数に変更はない。

参考法令

【破産法第124条第3項】（抜粋）

破産債権の調査において、破産管財人が認め、かつ、届出をした破産債権者が一般調査期間内若しくは特別調査期間内又は一般調査期日若しくは特別調査期日において異議を述べなかつたときは、確定する。

3 第1項の規定により確定した事項についての破産債権者表の記載は、破産債権者の全員に対して確定判決と同一の効力を有する。

【民法第149条】

裁判上の請求は、訴えの却下又は取下げの場合には、時効の中斷の効力を生じない。

【民法第174条の2】

確定判決によって確定した権利については、10年より短い時効期間の定めがあるものであつても、その時効期間は、10年とする。裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利についても、同様とする。

29 線上徵収

（1）線上徵収

債務者の財産について滞納処分が開始されたときなど、納期限後では徵収できないと認められる場合には、納期限を待たずに徵収手続をとることができる（地方税法第13条の2）。

線上徵収は、主に以下のような場合に行う。

- ① 債務者の財産につき、滞納処分、強制執行、担保権の実行、企業担保権の実行手続又は破産手続（これらを強制換価手続という。）が開始されたとき。
- ② 債務者につき相続があった場合に、相続人が限定承認したとき。
- ③ 法人が解散したとき。

参考法令

【地方税法第13条の2第1項】（抜粋）

地方団体の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に納付又は納入の義務の確定した地方団体の徵収金でその納期限においてその全額を徵収することができないと認められるものに限り、その納期限前においても、その線上徵収をすることができる。

- 一 納税者又は特別徵収義務者の財産につき滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続（以下「強制換価手続」という。）が開始されたとき。
- 二 納税者又は特別徵収義務者につき相続があった場合において、相続人が限定承認をしたとき。
- 三 法人である納税者又は特別徵収義務者が解散したとき。

：

（2）通知

線上徵収をしようとするときは、債務者に告知しなければならない。この場合、すでに納付の告知をしているときは、納期限の変更を告知しなければならない（地方税法第13条の2第3項）。

30 交付要求・参加差押え

（1）交付要求

交付要求は、滞納者の財産に対して、滞納処分などの強制換価手続が先行して開始されている場合、その手続に参加して配当を受ける制度であり、滞納処分の一種である。

参加差押えは、交付要求の一種である。

① 交付要求の要件

交付要求の要件は、滞納となっている債権があること（督促の有無を問わない。）と滞納者の財産について強制換価手続が行われたことである。

ただし、滞納者が他に換価の容易な財産で第三者の権利の目的となっていないものをしており、かつ、その財産により滞納額の全額を徴収することができると認められるときは、交付要求をしないでその財産を差し押さえる（国税徴収法第83条）。

② 交付要求の方法

強制換価手続の執行機関に、交付要求書を交付することによって行う（国税徴収法第82条第1項）（様式29）。また、滞納者及び原則として交付要求に係る財産上の質権者等に、交付要求通知書により通知する（国税徴収法第82条第2項及び第3項）（様式29）。

③ 交付要求の効力

先行する強制換価手続きから配当を受けることができる（国税徴収法第129条第1項第2号）。また、交付要求書が執行機関に送達されたときに、その交付要求に係る徴収金の時効が中断し、交付要求がされている期間は時効が進行しない（地方税法第18条の2第1項第3号）。

④ 交付要求の解除

交付要求に係る徴収金が消滅したときは、その交付要求を解除しなければならない（国税徴収法第84条第1項）。

交付要求の解除は、交付要求をした機関に、交付要求解除通知書により通知する（国税徴収法第84条第2項）。また、滞納者及び質権者等に、交付要求解除通知書により通知する（国税徴収法第84条第3項）。

⑤ 交付要求先着手

交付要求の事務手続については、破産手続以外は交付要求先着手が適用されるため（国税徴収法第13条、地方税法第14条の7）、最優先で行う。

ただし、租税債権以外の強制徴収公債権は、地方税優先の原則（地方税法第14条）及び国税優先の原則（国税徴収法第8条）により、常に租税債権に劣後する。

参考法令

【地方税法第14条】（抜粋）

地方団体の徴収金は、納税者又は特別徴収義務者の総財産について、すべての公課その他の債権に先だって徴収する。

【地方税法第14条の7】

納税者又は特別徴収義務者の財産につき強制換価手続(破産手続を除く。)が行われた場合において、地方団体の徴収金及び国税の交付要求があつたときは、その換価代金につき、先にされた交付要求に係る地方団体の徴収金は、後にされた交付要求に係る地方団体の徴収金又は国税に先だって徴収し、後にされた交付要求に係る地方団体の徴収金は、先にされた交付要求に係る地方団体の徴収金又は国税に次いで徴収する。

【国税徴収法第8条】（抜粋）

国税は、納税者の総財産について、すべての公課その他の債権に先だって徴収する。

【国税徴収法第13条】

納税者の財産につき強制換価手続(破産手続を除く。)が行われた場合において、国税及び地方税の交付要求があつたときは、その換価代金につき、先にされた交付要求に係る国税は、後にされた交付要求に係る国税又は地方税に先だって徴収し、後にされた交付要求に係る国税は、先にされた交付要求に係る国税又は地方税に次いで徴収する。

⑥ 破産手続

破産手続の開始を確認した場合は、まず、滞納債権を債権の発生時期・納期限・徴収金の種別により、財団債権・優先的破産債権・劣後の破産債権に区分する。次に、財団債権に該当するものは破産管財人に、優先的・劣後の破産債権に該当するものは所管する裁判所に対して、債権の届出をする。

破産財団（破産者が破産手続開始の時において有する一切の財産）に対する滞納処分は禁止されるが、既に滞納処分がされているものについてはそのまま続行できる（破産法第34条及び第43条）。

財団債権・優先的破産債権・劣後の破産債権の区分は、以下のとおりである。

なお、破産法における「租税等の請求権」には、強制徴収公債権も含まれる（破産法第97条第4号）。

ア 財団債権

破産手続開始前の原因に基づいて生じた租税等の請求権（延滞金を含む）であって、破産手続開始時点で納期限が到来していないもの又は納期限から1年を経過していないもの（破産法第148条第1項第3号）

イ 優先的破産債権

破産手続開始前の原因に基づいて生じた租税等の請求権であって、財団債権及び劣後的破産債権以外のもの（破産法第98条）

ウ 劣後的破産債権

破産手続開始後に生じた延滞金（破産法第97条第3号）及び租税等の請求権であって、破産財団に関して破産手続開始後の原因に基づいて生ずるもの（破産法第97条第4号）

⑦ 破産手続の弁済・配当順位

破産債権は財団債権の弁済後に配当の原資がある場合に、破産債権内の各債権の優先順位ごと、それぞれの債権額の割合に応じて配当が行われる。

ア 財団債権

破産管財人が破産財団を換価した金銭より、破産法第148条第1号及び第2号にかかる費用を差し引いた後に弁済が受けられる。

なお、破産財団をもって財団債権全額を弁済することが不可能な場合には、財団債権額の割合により弁済することとし、弁済をもって当該破産事件は異時廃止され、破産債権への配当は行われない。

イ 優先的・劣後的破産債権

財団債権の弁済後に配当の原資が存する場合、破産法第194条により、破産債権内の各債権の優先順位ごと、それぞれの債権額の割合に応じて配当が行われることとなるが、配当原資が無くなつた段階で破産の終結となる。

(2) 参加差押え

参加差押えは、国税徴収法第86条第1項に定める財産につき、既に先行する行政機関の滞納処分により差押えがされている場合で、滞納となっている強制徴収公債権が差押えの要件を充たしているときに行うことができる（地方税法第331条第5項、国税徴収法第86条第1項）。

国税徴収法第86条第1項に定める財産とは、動産、有価証券、不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶、電話加入権である。

① 参加差押えの方法

先行して差押えをした行政機関等に、参加差押書を交付する（国税徴収法第86条第1項）（様式30）。また、滞納者及び質権者等の利害関係人に、参加差押通知書により通知する（国税徴収法第86条第2項及び第4項）（様式30）。

参加差押えをした財産が電話加入権である場合は、第三債務者に対して参加差押通知書により通知する（国税徴収法第86条第2項）。また、参加差押えした財産が、不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶である場合には、参加差押えの登記（登録）を関係機関に嘱託する（国税徴収法第86条第3項）。

また、参加差押えは、先行の滞納処分による売却決定日の前日までにしなければならない。

② 参加差押えの効力

参加差押えは、基本的に交付要求と同等の効力を有する。

交付要求との相違点としては、参加差押えに先行する差押えが解除又は取り消された場合は、差押えの効力が生じる（国税徴収法第87条第1項）。また、先行する滞納処分による差押財産が相当期間内に換価されないときは、先行の差押えをした行政機関等に催告することができる（国税徴収法第87条第3項）。

③ 参加差押えの解除

参加差押えの解除ができる場合と解除の手続は、交付要求の場合と同じである。

ただし、参加差押えに特有な手続として、参加差押えの登記の抹消を嘱託すること（国税徴収法第88条第2項）及び電話加入権の参加差押えの解除を第三債務者に通知すること（国税徴収法第88条第3項）がある。

31 延滞金

（1）延滞金の徴収

強制徴収公債権の内、市税については、督促をした場合に、当初の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、滞納金額に年14.6%（督促状に指定する期限までの期間については、年7.3%）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する（高浜市税条例第21条）。

なお、この延滞金年7.3%の割合は、当分の間、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とする。（高浜市税条例附則第3条の2）

また、市税以外の債権については、個別に法律又は条例に延滞金についての規定がある場合は、その規定による。

（高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例第17条、高浜市後期高齢者医療に関する条例第5条、高浜市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例第9条、高浜市税外収入にかかる延滞金に関する条例第2条等）

参考法令

【高浜市税条例第21条】（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）（抜粋）

・・・期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

- 一 　・・・期限後に納付し、又は納入する税額　当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- 二 　・・・当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間　・・・以下、省略

参考法令

【高浜市税条例附則第3条】（延滞金の割合等の特例）抜粋

当分の間、・・・延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

【高浜市税外収入にかかる延滞金に関する条例第2条】

延滞金の額は、納付金額にその納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ年4.6パーセント(納期限の翌日から、1ヶ月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額とする。

（2）延滞金の減免

延滞金は、以下に該当するときに減免できる（地方税法第326条第3項及び329条第2項・高浜市税外収入に係る延滞金に関する条例第2条2項）。

- ① 納付すべき者が災害により納期限までに納付できなかつたとき。
- ② 徴収の書類の送達について、その送達を受けるべき者の住所などが明らかでない、又は外国においてすべき送達について困難な事情が認められるため、公示送達をしたとき。
- ③ 延滞金額を減免することについてやむを得ない理由があると認められるとき。

参考法令

【地方税法第326条第3項及び第329条第2項】（抜粋）

市長村長は、・・・納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、同項の延滞金額を減免することができる。

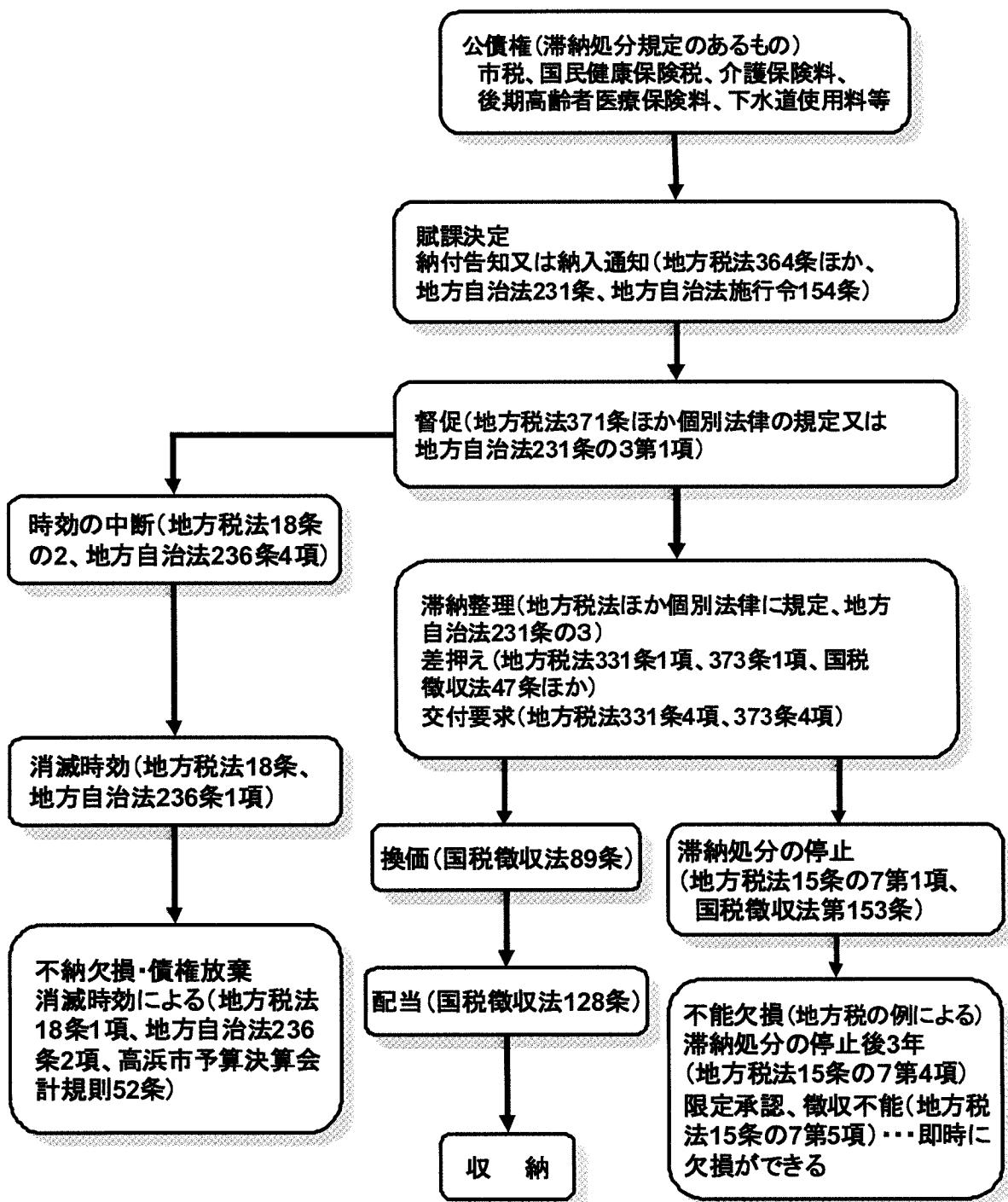
【高浜市税外収入にかかる延滞金に関する条例第2条2項】（抜粋）

2 市長は納付者が前項の納期限までに納入しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合は、同項の延滞金額を減免することができる。

（3）延滞金の時効

延滞金の消滅時効は、5年である（地方自治法第236条第1項）。

強制徴収公債権の債権管理フロー



債権放棄と議会の報告等について

32 台帳・帳票の整備と債権管理について

(1) 台帳の整備

債権の発生以後、徴収事務等に係る必要事項について、適正に記録して管理しなければならない。

台帳には下記の記載事項を含むものとする（様式3-1）。ただし、債権を適正に管理し効率的な事務処理を行うため、債権の特性に応じて隨時その様式、記載（記録）内容の改善、工夫を図ること。

また、台帳は、多くの重要な個人情報を含むものであるので、その取扱いについて注意を怠ることなく、厳格に管理しなければならない。

【台帳記載事項】

- ・債権の名称
- ・債務者の氏名及び住所（連絡先、電話番号等）
- ・債権の額
- ・上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項として
　　債権の発生及び徴収にかかる履歴
　　（債権発生日、（最終）納付日、当初償還期限、時効起算日、交渉経緯等）

参考法令

【高浜市債権管理条例施行規則第2条】

- 市長は、市の債権を適正に管理するため、債権管理台帳を整備するものとする。
- 2 前項の台帳に記載する内容は、次のとおりとする。
- 一 債権の名称
 - 二 債務者の氏名及び住所
 - 三 債権の額
 - 四 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(2) その他帳票の整備

その他、債権を効率よく管理するために、次のような帳票を作成し活用することも考えられる。必要に応じ作成すること。

- ・進行管理表

滞納事案の進捗状況を把握するために作成する。進行管理表には、滞納者ごとの進捗状況を一覧で記載するとともに、今後の方針を記載する (様式3-2)。

- ・分納管理表

分納誓約により納付している滞納者については、分納管理表を作成し、分納の履行監視をする (様式3-3)。

(3) 年間スケジュール

滞納が発生した時点で直ちに滞納者に対して督促・催告等を行い、以降も個別案件ごとの実情に合わせた対応を行うことが望ましく、年度当初に、年間スケジュールを策定し、計画的に処理する必要がある。

なお、年間スケジュールのイメージは、下記のとおりである。

【年間スケジュール（例）】

	催告書	調査	訪問催告 ・現地調査	支払督促 ・通常訴訟
4月				
5月				
6月		住民票 調査		
7月	催告書 の送付			
8月				
9月				
10月		財産調査	訪問催告 現地調査	
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

（原則）
支払督促・訴訟申立て事前相談・収納
G・債権所管
G・文書管理
Gが中心

33 債権放棄（私債権等）

（1）私債権を放棄することとは

私債権については、未納のまま時効期間が経過した場合であっても、債務者の時効の援用が得られなければ債権は消滅しない。よって、債務者が行方不明等により援用できない場合は、債権者側（高浜市）が債権の放棄を行わない限り、原則としてその債権は消滅しない。

地方自治体が債権の放棄を行う場合、本来、議会の議決を要するが、市では高浜市債権管理条例を制定したことにより、地方自治法第96条第1項10号の「条例に特別の定めがある場合」に該当し、議会の議決を要せずに放棄を可能としている。

しかし、運用に当たっては安易に放棄することなく、厳重に審査し判断を行う必要がある。債権を放棄する際は、財源の確保を図る面から適切に運用することが重要であるとともに、きちんと債務を履行している大多数の市民が不公平感を感じて信頼を損なうことがないよう十分に配慮する必要がある。

また、放棄後に議会への報告、情報公開等も念頭に置き、交渉経緯や放棄理由をしっかりと審査し、慎重に判断を行う必要がある。特に、交渉経緯については、時効が進行している期間中に何もせず、時効期間が経過する事がないよう、常日頃からの債権の徴収・管理の徹底が重要である。

このことを踏まえ、放棄を行う案件については、厳密に判断していくことが不可欠である。

参考法令

【地方自治法第96条第1項第10号】(議決事件)

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

【高浜市債権管理条例第12条】(私債権等の放棄)

市長は、私債権等について、次の各号（非強制徴収公債権については第2号から第4号まで）のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- 一 当該債権について消滅時効が完成したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。
- 二 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受け、又はこれに準じる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。
- 三 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
- 四 第6条の規定により強制執行等の手続をとっても、なお完全に履行されない当該債権について、強制執行等の手続が終了したときにおいて債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。
- 五 第9条の規定により徴収停止の措置をとった当該債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。

（報告）

第13条 市長は、前条の規定により私債権等を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

（2）私債権等（私債権及び非強制徴収公債権）放棄の要件

地方自治体における権利の放棄は、本来、議会の議決を要する重要案件であり、その取扱いについては慎重を期して安易に放棄するものではないことを踏まえ、私債権等（私債権及び非強制徴収公債権）を放棄するに当たっては、原則として、下記の①及び②の要件のほか、債権放棄事由に応じた要件を満たすことが必要である。

① 徴収努力

相当程度の徴収努力が行われているもの

- ・ 督促、催告、交渉、調査（所在調査、現地調査、財産調査など）、相当程度の徴収努力を行い、その記録があるもの
- ・ 債務者が行方不明であるなど、徴収を行うことが困難な案件においては、可能な限りの所在調査等を行い、その記録があるもの

② 他の法令等との関係

他の法令等の手続きにより債権の消滅等に至ることがないもの

- ・ 地方自治法及び地方自治法施行令に定める手続き（履行延期の特約、免除）や、民法及び商法等に定める手続き（時効に係る債務者の援用により債権が消滅するもの）、また、破産法など、債権管理条例以外の手続きにより債権の消滅等に至る案件以外のもの（ただし、地自治法に基づく議会の議決による権利の放棄を除く。）

③ 当該債権について消滅時効が完成したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。（第1号事由）（私債権に限定）

- ・ 消滅時効の完成

既に民法及び商法等に定める消滅時効の期間が経過しているもの

- ・ 援用をしない特別の理由

徴収努力の状況を踏まえ、実質的に回収不能であり、債務者が債務を履行しない（債務者が時効の完成を主張して援用をすると見込まれる）と考えられるもの

- ・ 債務者から援用の確認が得られない

行方不明など特段の事情等により援用の確認を得ることができないもの

※ 債務者等が行方不明、会社倒産等により実体が存在せずに登記上ののみ存続している法人など、その他特段の事情等により、事実上援用の確認ができないもの。ただし、保証人から納付を受ける可能性がある場合は、放棄できない。放棄できるのは、保証人も放棄の要件を満たしている場合だけである。また、債務者が支払猶予を求めている場合で、それが時効の放棄若しくは時効援用権の喪失に当たるときは、適用対象外である。

【債務者の行方不明等の判断の着眼点】

● 法人のとき。

- ・ 商業登記簿謄本を照会し、商業登記簿謄本の所在地・代表者の住所地の現地調査において不明

● 法人でないとき。

- ・ 住民票・戸籍謄本・外国人登録原票を照会し、住所地の現地調査において不明
- ・ 債務者の死亡（相続人があることが明らかでないとき。）

なお、非強制徴収公債権については、5年の経過により債権は確定的に消滅する（地方自治法第236条第1項、2項）ので、債権放棄の手続を取る必要はない。

④ 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法の適用を受け、又はこれに準じる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。（第2号事由）（私債権等）

- ・債務者が著しい生活困窮状態にあるため、このような債務者から取立てを行うことは、社会通念上、過酷であると考えられることから放棄事由としたものである。

⑤ 破産法第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。（第3号事由）（私債権等）

- ・個人である債務者は破産開始後1ヵ月以内に破産裁判所に対し免責許可の申立てをすることができる。免責許可決定が確定したときは、破産者は、破産手続きによる配当を除き、破産債権について、その責任を免れる（破産法第253条第1項）が、債務が消滅するわけではなく責任を免れるだけである。
- ・法人の破産、民事再生（個人民事再生を含む。）、会社更生、特別清算等の法的な手続きが完了したことにより債権が消滅した場合は、債権そのものが消滅していることから、債権放棄の手続を取る必要はない。

⑥ 第6条の規定により強制執行等の手続をとっても、なお完全に履行されない当該債権について、強制執行等の手続が終了したときにおいて債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。（第4号事由）（私債権等）

- ・債務者の一般財産が債務の引き当てとなっているところ、強制執行を行っても回収できなかったということは、他に回収の手立てがないことが明らかであることから放棄事由としたものである。

⑦ 第9条の規定により徴収停止の措置をとった当該債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。（第5号事由）（私債権等）

- ・徴収停止の措置を講じた後、1年を経過しても状況が変わらないときは、回収の見込が全くないと考えられることから放棄事由としたものである。

債権の放棄に関する要件を確認するために必要とされる文書や添付資料については、各所管部局において、適宜、申請書やこれに添付する資料を整えること。

(3) 債権放棄の手続き

債権放棄に係る手続きについての基本的なスケジュールのイメージは、下記のとおりである。

		債権所管グループ	収納グループ
当年度	4月～ 6月 9月	<ul style="list-style-type: none"> ・当年度放棄を行う案件の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度分放棄案件照会
	12月 ～2月	<ul style="list-style-type: none"> ・決算委員会で前年度分の所管債権について質疑応答 	<ul style="list-style-type: none"> ・取りまとめのうえ前年度分を6月議会で報告
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・関連文書・資料等の収集・整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・合議
	年度末 (出納整理期間も含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・所管グループにて起案文書作成 	<ul style="list-style-type: none"> →市民総合窓口センター長 収納グループ
		<ul style="list-style-type: none"> ・市長決裁 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・不納欠損を管理台帳又はシステムに入力 	
翌年度	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・取りまとめて議会報告 
	9月	<ul style="list-style-type: none"> ・9月議会(決算委員会)にて所管債権の質疑応答 	<ul style="list-style-type: none"> ・9月議会(決算委員会)にて所管債権の質疑応答

※ 議会報告に係る具体的な準備、手続等については、改訂版マニュアルにおいて掲載し又は別途通知する予定

34 不納欠損

(1) 不納欠損とは

地方自治体の歳入は、財務会計上、調定によって債権が確定し、納期限を指定した納入通知書を送付するなどの方法で徴収されるが、何らかの事情によって年度内に収入されなかつた場合は収入未済額として翌年度に繰り越され、以後納入されるまでは毎年度、滞納繰越分収入未済額として管理される。

不納欠損処分は、この収入未済額から将来にわたって納入されない債権額を除去するための会計上の処理である。

不納欠損処分が許される条件としては、通常次のような場合がある。ただし、下記のような場合に加え、保証人から納付を受ける可能性も検討し、納付を受ける可能性がない場合のみ不納欠損処分を行うこととする。

① 時効の完成

時効の援用を要しない公債権は当該消滅時効が完成したとき、また、私債権は、当該消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をしたとき。

(時効の完成については、本マニュアル【15】又は【28】を参照のこと。)

② 債権の放棄

高浜市債権管理条例に基づき権利放棄の決定を行った私債権等

(私債権等の放棄については、本マニュアル【33】を参照のこと)

③ 債権の免除

地方自治法第240条に基づく同法施行令第171条の7（債務者が長期にわたり無資力の場合など）及び個別条例の定めによって免除された債権

④ 徴収権の消滅

地方自治法第231条の3第3項の規定による地方税の滞納処分の例によって強制徴収ができる債権及び道路法、河川法等特別法に基づく債権で、地方税法又は国税徴収法に定める事由によりその徴収権が消滅した債権（参考：地方税法第15条の7、国税徴収法第153条）

⑤ 債権の消滅

個別法の規定により消滅した債権。例えば、会社の清算終了（破産法）や相続における限定承認（民法）のように、徴収できないことが明らかである場合は直ちに納入義務を消滅させることができる。

参考法令

【地方自治法第240条】

(債権)

この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。

：

【地方自治法施行令第171条の7】

(免除)

普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

【地方自治法第231条の3】

(督促、滞納処分等)

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び滞滯金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(2) 不納欠損の手続き

高浜市では、収支命令者の義務として、不納欠損処分を行なったときは、会計管理者にその旨を通知しなければならない。(高浜市予算決算会計規則第52条)としている。

この場合、滞納者の住所、氏名、不納欠損額及び欠損理由を明示した一覧表を作成し、その他の参考資料を添付して起案文書を作成する。

特に、時効が完成した債権について不納欠損処分を行おうとするときは、時効起算日及び時効完成年月日を詳しく記載すること。

参考法令

【高浜市予算決算会計規則第52条】

(不納欠損処分)

収支命令者は、歳入の未収金で免除、その他の事由により欠損処分に付するものがある場合は、不納欠損処分調書(様式第49)を作り、会計管理者等にその旨を通知しなければならない。

:

【高浜市決裁規程別表第1 3 財務関係(1)収入】

(滞納処分の執行停止、不納欠損処分の取扱い)

不納欠損処分・・・市長決裁

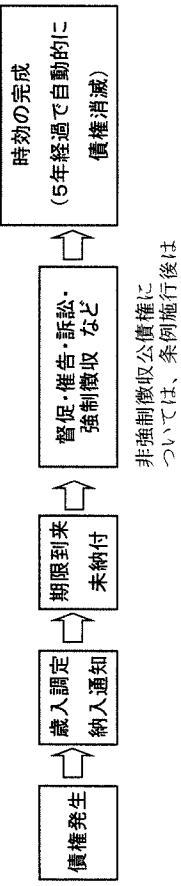
滞納処分の執行停止・・・副市長

【参考資料】高浜市債権管理条例施行前後の取扱い比較(概要)

未収債権処理の流れ(債権管理条例施行前)

※時効を要件としたものの例

● 強制徴収公債権、非強制徴収公債権(条例施行後も、これまで同様の処理)



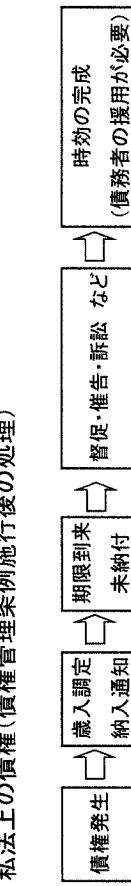
● 私債権



徴収努力にもかかわらず、債権回収の見込みが無く、

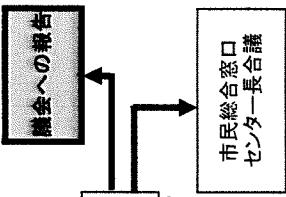
私債権のうち、援用が得られない事案の取扱変更

● 私法上の債権(債権管理条例施行後の処理)



徴収努力にもかかわらず、債権回収の見込みが無く、援用が得られない場合

(6月)



市民総合窓口
センター長会議

35 問い合わせ

(1) 高浜市債権管理マニュアルに関する問い合わせについて

高浜市債権管理マニュアル全般についての問い合わせは、市民総合窓口センター収納グループ(内線241・242・243・259)に問合せ下さい。